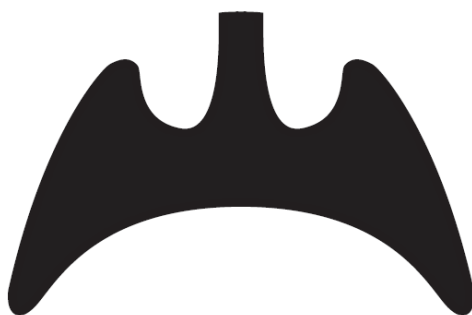


2024年度
(令和6年度)

個人情報保護制度・情報公開制度
運営状況報告書



福 山 市

目 次

I 個人情報保護制度の運営状況

1 個人情報ファイル簿の状況	
(1) 個人情報ファイル簿の状況	1
2 保有個人情報の請求の処理状況	
(1) 開示、訂正及び利用停止の請求の状況	2
(2) 部分開示・不開示の理由別内訳	2
(3) 決定等した実施機関別の状況	3
(4) 開示請求の内容及び決定等の状況	4
3 福山市個人情報保護審査会の運営状況	
(1) 福山市個人情報保護審査会	1 7
(2) 福山市個人情報保護審査会の開催状況	1 7
(3) 審査請求等の状況	1 7
(4) 福山市個人情報保護審査会委員	1 9
4 啓発活動の状況	
(1) 研修会の実施	2 0
(2) 制度の啓発	2 0
(3) 個人情報保護の要請	2 0
5 その他	
(1) インシデント報告	2 1
(2) 個人情報保護制度に係る条例の経過	2 1

II 情報公開制度の運営状況

1 公文書の開示請求・申出の処理状況	
(1) 請求・申出の状況	2 2
(2) 部分開示・不開示の理由別内訳	2 2
(3) 決定等した実施機関別の状況	2 3
(4) 請求・申出の内容及び決定等の状況	2 4

2 福山市情報公開審査会の運営状況	
(1) 福山市情報公開審査会	5 4
(2) 福山市情報公開審査会の開催状況	5 4
(3) 審査請求等の状況	5 4
(4) 福山市情報公開審査会委員	6 5
(5) 福山市情報公開審査会答申	6 6
3 情報提供の状況	
(1) 市政情報室の利用	9 2
(2) 市政情報室の資料	9 2
(3) 附属機関等の会議の公開	9 2
4 啓発活動の状況	
(1) 制度の啓発	9 3
5 その他	
(1) 情報公開条例の改正経過	9 3

Ⅲ 福山市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 運営状況	
(1) 福山市情報公開・個人情報保護審議会	9 4
(2) 情報公開制度に関する苦情の申出の状況	9 4
(3) 福山市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	9 4
(4) 福山市情報公開・個人情報保護審議会委員	9 5

Ⅳ 資料

1 条例	
(1) 福山市個人情報の保護に関する法律施行条例	9 6
(2) 福山市情報公開条例	1 0 1

I 個人情報保護制度の運営状況

1 個人情報ファイル簿の状況

(1) 個人情報ファイル簿の状況

行政機関等が保有する個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを「個人情報ファイル」といいます。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第75条第1項の規定により、市が保有する1,000人以上の個人情報を含む個人情報ファイルについて「個人情報ファイル簿」によりホームページ等で公表しています。

公表の状況は次のとおりです。

実 施 機 関 等 及 び 議 会	2024 年度	2023 年度
	個人情報ファイル簿 (単票) 件数	個人情報ファイル簿 (単票) 件数
市 長	170	162
教 育 委 員 会	16	13
選 挙 管 理 委 員 会	1	1
監 査 委 員	0	0
公 平 委 員 会	0	0
農 業 委 員 会	1	1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	6	5
病 院 事 業 管 理 者	8	8
財 産 区	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人	8	8
議 会	0	0
合 計	210	198

2 保有個人情報の請求の処理状況

(1) 開示、訂正及び利用停止の請求の状況

何人も、市が保有している自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求をすることができます。

開示請求の状況は次のとおりです。なお、訂正及び利用停止の請求はありませんでした。

開示請求の状況

年度	請求 件数	決定等 件数	決定等の状況						
			開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ	拒否
2024 年度	293	307	207	65	2	31	0	2	0
2023 年度	253	271	174	67	1	27	0	2	0

※1件の請求に対し、複数の決定等をした場合があります。

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求に対する決定等の件数をいいます。

(2) 部分開示・不開示の理由別内訳

個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号に定める不開示情報のいずれかに該当し、部分開示、不開示となった事例の不開示情報の内訳は次のとおりです。

情 報 （ 適 用 条 項 ）	2024 年度	2023 年度
生 命 等 保 護 情 報 （ 第 1 号 ）	0	1
個 人 情 報 （ 第 2 号 ）	63	62
法 人 等 情 報 （ 第 3 号 ）	39	33
国 の 安 全 等 情 報 （ 第 4 号 ）	0	0
公 共 の 安 全 等 情 報 （ 第 5 号 ）	0	0
審 議 ・ 検 討 ・ 協 議 等 情 報 （ 第 6 号 ）	2	9
事 務 ・ 事 業 情 報 （ 第 7 号 ）	6	2

※1件の決定等に対し、複数の不開示情報が存在するものがあるため、(1)開示請求の状況の部分開示及び不開示の件数とは一致しません。

(3) 決定等した実施機関別の状況

実 施 機 関 等 及 び 議 会	2024 年度	2023 年度
	決定等件数	決定等件数
市 長	100	91
教 育 委 員 会	12	4
選 挙 管 理 委 員 会	0	0
監 査 委 員	0	0
公 平 委 員 会	0	0
農 業 委 員 会	2	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	0	0
病 院 事 業 管 理 者	193	176
財 産 区	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人	0	0
議 会	0	0
合 計	307	271

※ 1 件の請求に対し、複数の事務担当課が決定等をした場合があります。

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求に対する決定等の件数をいいます。

(4) 開示請求の内容及び決定等の状況

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
1	1	2024年 4月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
2	2	2024年 4月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
	3			不存在	病院事業管理者 医事課
3	4	2024年 4月1日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 松永市民サービス課
4	5	2024年 4月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
5	6	2024年 4月5日	検診の結果票と審査票	部分開示 (2, 7号)	市長 健康推進課
6	7	2024年 4月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
7	8	2024年 4月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
8	9	2024年 4月8日	戸籍の附票の写しの交付申請書	不存在	市長 市民課
9	10	2024年 4月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
10	11	2024年 4月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
11	12	2024年 4月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
12	13	2024年 4月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
13	14	2024年 4月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
14	15	2024年 4月18日	印鑑登録証明書交付申請書	開示	市長 市民課
15	16	2024年 4月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
16	17	2024年 4月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
17	18	2024年 4月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
18	19	2024年 4月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
	20			不存在	病院事業管理者 医事課
	21			不存在	病院事業管理者 医事課
19	22	2024年 4月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
20	23	2024年 4月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
21	24	2024年 4月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
22	25	2024年 4月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
23	26	2024年 5月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
24	27	2024年 5月1日	住民票の写しの請求書	部分開示 (3号)	市長 市民課
25	28	2024年 5月2日	戸籍関係請求書	部分開示 (2号)	市長 北部市民サービス課
26	29	2024年 5月9日	介護保険課の事業所への対応全容がわかるもの	開示	市長 介護保険課
27	30	2024年 5月13日	水呑町三新田土地区画整理事業に関する計画変更届	部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
28	31	2024年 5月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
29	32	2024年 5月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
30	33	2024年 5月13日	住民票の写し等交付通知書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
31	34	2024年 5月14日	戸籍関係請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
32	35	2024年 5月15日	住民票・戸籍交付申請書	不存在	市長 松永市民サービス課
33	36	2024年 5月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
34	37	2024年 5月17日	戸籍謄本等職務上請求書 住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書、委任状	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
	38			開示	
35	39	2024年 5月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
36	40	2024年 5月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
	41			不存在	病院事業管理者 医事課
37	42	2024年 5月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
38	43	2024年 5月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
39	44	2024年 5月22日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 松永市民サービス課
40	45	2024年 5月22日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 松永市民サービス課
41	46	2024年 5月22日	介護認定審査会資料	部分開示 (2, 6号)	市長 介護保険課
42	47	2024年 5月23日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 東部市民サービス課
43	48	2024年 5月29日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
44	49	2024年 5月29日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
45	50	2024年 5月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
46	51	2024年 5月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
47	52	2024年 5月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
48	53	2024年 5月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
49	54	2024年 5月30日	戸籍簿の証明書 除籍簿の証明書	部分開示 (2号)	市長 市民課
50	55	2024年 5月31日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
51	56	2024年 5月31日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
52	57	2024年 6月3日	審査請求の答申及び裁決書	開示	市長 市民課
53	58	2024年 6月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
54	59	2024年 6月5日	印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 市民課
55	60	2024年 6月7日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
56	61	2024年 6月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
57	62	2024年 6月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
58	63	2024年 6月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
59	64	2024年 6月11日	戸籍謄本の交付申請書	不存在	市長 市民課
60	65	2024年 6月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
61	66	2024年 6月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
62	67	2024年 6月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
63	68	2024年 6月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
64	69	2024年 6月21日	除籍簿の証明書	部分開示 (2, 3号)	市長 松永市民サービス課
65	70	2024年 6月21日	印鑑証明書の発行履歴	部分開示 (2号)	市長 松永市民サービス課
66	71	2024年 6月21日	戸籍等の証明及び戸籍の附票の写し	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
67	72	2024年 6月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
68	73	2024年 6月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
69	74	2024年 6月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
70	75	2024年 7月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
71	76	2024年 7月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
72	77	2024年 7月1日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
73	78	2024年 7月1日	介護認定審査会資料	部分開示 (2, 6号)	市長 介護保険課
74	79	2024年 7月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
75	80	2024年 7月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
76	81	2024年 7月3日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
77	82	2024年 7月3日	住民票の写しの請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
78	83	2024年 7月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
79	84	2024年 7月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
80	85	2024年 7月5日	住民票申請書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
81	86	2024年 7月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
82	87	2024年 7月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
83	88	2024年 7月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
84	89	2024年 7月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
85	90	2024年 7月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
86	91	2024年 7月11日	検診の結果票と審査票	開示	市長 東部保健福祉課
87	92	2024年 7月12日	福山市へ提出された報告内容	部分開示(2号) ⇒開示	市長 障がい福祉課
88	93	2024年 7月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
89	94	2024年 7月17日	固定資産課税台帳	開示	市長 資産税課
90	95	2024年 7月18日	戸籍関係請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
91	96	2024年 7月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
92	97	2024年 7月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
93	98	2024年 7月22日	除籍簿の証明書	不存在	市長 市民課
94	99	2024年 7月22日	住民票の交付申請書	不存在	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
95	100	2024年 7月23日	事業者から福山市に提出された開示請求に係る調査 報告書	不存在	市長 障がい福祉課
96	101	2024年 7月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
97	102	2024年 7月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
98	103	2024年 7月26日	公務災害申請に関する書類・データー式	部分開示 (2, 7号)	教育委員会 学事課
99	104	2024年 7月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
100	105	2024年 7月29日	介護認定審査会資料	取下げ	市長 介護保険課
101	106	2024年 7月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
102	107	2024年 7月30日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 松永市民サービス課
103	108	2024年 8月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
104	109	2024年 8月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
105	110	2024年 8月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
106	111	2024年 8月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
107	112	2024年 8月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
108	113	2024年 8月15日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 東部市民サービス課
109	114	2024年 8月15日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書	開示	市長 市民課
110	115	2024年 8月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
111	116	2024年 8月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
112	117	2024年 8月20日	調査報告	部分開示 (2号)	教育委員会 学びづくり課
113	118	2024年 8月20日	調査報告	部分開示 (2号)	教育委員会 学びづくり課
114	119	2024年 8月21日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 松永市民サービス課
115	120	2024年 8月21日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 松永市民サービス課
116	121	2024年 8月23日	印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 市民課
117	122	2024年 8月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
118	123	2024年 8月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
119	124	2024年 8月28日	ネウボラ推進課への相談記録	開示	市長 ネウボラ推進課
	125			開示	市長 神辺保健福祉課
120	126	2024年 8月28日	ワクチン予診票	開示	市長 保健予防課
121	127	2024年 8月28日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2号)	市長 市民課
122	128	2024年 8月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
123	129	2024年 8月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
124	130	2024年 8月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
125	131	2024年 9月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
126	132	2024年 9月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
127	133	2024年 9月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
128	134	2024年 9月6日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 神辺市民サービス課
129	135	2024年 9月6日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 神辺市民サービス課
130	136	2024年 9月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
131	137	2024年 9月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
132	138	2024年 9月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
133	139	2024年 9月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
134	140	2024年 9月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
135	141	2024年 9月11日	印鑑登録証明書交付申請書について	不存在	市長 市民課
136	142	2024年 9月11日	住民票の写しの請求書	部分開示 (2号)	市長 市民課
137	143	2024年 9月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
138	144	2024年 9月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
139	145	2024年 9月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
140	146	2024年 9月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
141	147	2024年 9月18日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書	部分開示 (2号)	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
142	148	2024年 9月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
143	149	2024年 9月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
144	150	2024年 9月19日	住民票の写しの請求書	部分開示 (2号)	市長 市民課
145	151	2024年 9月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
146	152	2024年 9月24日	指導要録	開示	教育委員会 学事課
147	153	2024年 9月24日	指導要録	開示	教育委員会 学事課
148	154	2024年 9月24日	指導要録	開示	教育委員会 学事課
149	155	2024年 9月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
150	156	2024年 9月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
151	157	2024年 9月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
152	158	2024年 9月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
153	159	2024年 10月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
154	160	2024年 10月2日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (3号)	市長 沼隈支所
155	161	2024年 10月3日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
156	162	2024年 10月3日	介護認定審査会資料	部分開示 (2号)	市長 介護保険課
157	163	2024年 10月7日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付請求書及び委任状	部分開示 (2号)	市長 神辺市民サービス課
158	164	2024年 10月8日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
159	165	2024年 10月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
160	166	2024年 10月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
161	167	2024年 10月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
162	168	2024年 10月10日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
163	169	2024年 10月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
164	170	2024年 10月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
165	171	2024年 10月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
166	172	2024年 10月16日	生活福祉課へ提出した書類	開示	市長 生活福祉課
	173			不存在	市長 生活福祉課
167	174	2024年 10月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
168	175	2024年 10月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
169	176	2024年 10月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
170	177	2024年 10月23日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
171	178	2024年 10月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
172	179	2024年 10月25日	土地の売買契約の書類	開示	市長 資産活用課
173	180	2024年 10月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
174	181	2024年 10月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
175	182	2024年 10月28日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2号)	市長 市民課
176	183	2024年 10月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
177	184	2024年 10月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
178	185	2024年 10月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
179	186	2024年 10月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
180	187	2024年 10月31日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
181	188	2024年 11月1日	住民票の写し等交付申請	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
182	189	2024年 11月1日	相談記録	開示	市長 消費生活センター
183	190	2024年 11月7日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
184	191	2024年 11月7日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 沼隈支所
185	192	2024年 11月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
186	193	2024年 11月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
187	194	2024年 11月13日	学校での記録	部分開示 (2号)	教育委員会 学びづくり課
188	195	2024年 11月13日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書	開示	市長 東部市民サービス課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
189	196	2024年 11月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
190	197	2024年 11月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
191	198	2024年 11月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
192	199	2024年 11月18日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
193	200	2024年 11月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
194	201	2024年 11月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
195	202	2024年 11月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
196	203	2024年 11月25日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
197	204	2024年 11月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
198	205	2024年 11月26日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書、第三者が 取得した具体的な文書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
	206			不開示 (適用除外)	市長 市民課
199	207	2024年 11月26日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書、第三者が 取得した具体的な文書	取下げ	市長 市民課
200	208	2024年 11月27日	生活保護台帳のうちの書類、算定書、ケース記録等	部分開示 (2, 3号)	市長 生活福祉課
201	209	2024年 11月28日	相談時の記録文書	開示	市長 若者・くらしの悩み相談課
202	210	2024年 11月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
203	211	2024年 12月2日	家屋課税台帳	部分開示 (2号)	市長 資産税課
204	212	2024年 12月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
205	213	2024年 12月3日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
206	214	2024年 12月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
207	215	2024年 12月6日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
208	216	2024年 12月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
209	217	2024年 12月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
210	218	2024年 12月11日	福山市いじめ問題調査委員会調査報告書に記載の資料	部分開示 (2, 7号)	教育委員会 学びづくり課
	219			不開示 (2, 7号)	教育委員会 学びづくり課
	220			不存在	教育委員会 学びづくり課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
211	221	2024年 12月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
212	222	2024年 12月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
213	223	2024年 12月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
214	224	2024年 12月18日	印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 市民課
215	225	2024年 12月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
216	226	2024年 12月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
217	227	2024年 12月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
218	228	2024年 12月23日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
219	229	2024年 12月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
220	230	2024年 12月26日	過去5年間の私の名前を使用した文書	部分開示 (2号)	市長 障がい福祉課
221	231	2025年 1月7日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
222	232	2025年 1月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
223	233	2025年 1月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
224	234	2025年 1月14日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
225	235	2025年 1月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
226	236	2025年 1月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
227	237	2025年 1月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
228	238	2025年 1月16日	学校での記録	部分開示 (2, 7号)	教育委員会 学びづくり課
229	239	2025年 1月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
230	240	2025年 1月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
231	241	2025年 1月23日	所得に関する書類	開示	市長 生活福祉課
232	242	2025年 1月23日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
233	243	2025年 1月24日	戸籍関係請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
234	244	2025年 1月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
235	245	2025年 1月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
236	246	2025年 1月28日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 東部市民サービス課
237	247	2025年 1月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
238	248	2025年 1月29日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
239	249	2025年 1月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
240	250	2025年 1月31日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
241	251	2025年 1月31日	教師作成の文書	部分開示 (2号)	教育委員会 学びづくり課
242	252	2025年 2月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
243	253	2025年 2月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
244	254	2025年 2月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
245	255	2025年 2月10日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
246	256	2025年 2月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
247	257	2025年 2月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
248	258	2025年 2月13日	医療要否意見書	部分開示 (2号)	市長 東部保健福祉課
249	259	2025年 2月17日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
250	260	2025年 2月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
251	261	2025年 2月21日	赤ちゃん訪問の記録等	開示	市長 健康推進課
	262			部分開示 (2号)	市長 ネウボラ推進課
252	263	2025年 2月21日	住民票抄本申請及び申請に関する誓約書	部分開示 (2号)	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
253	264	2025年 2月25日	生活福祉課の診断書兼意見書	開示	市長 生活福祉課
254	265	2025年 2月25日	審査請求に関する書類	開示	市長 市民税課
	266			開示	市長 税制課
255	267	2025年 2月25日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 神辺市民サービス課
256	268	2025年 2月25日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 北部市民サービス課
257	269	2025年 2月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
258	270	2025年 2月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
259	271	2025年 2月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
260	272	2025年 2月26日	開示請求の一覧表	開示	市長 都市計画課
261	273	2025年 2月26日	開示請求の一覧表	開示	市長 都市計画課
262	274	2025年 2月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
263	275	2025年 2月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
264	276	2025年 2月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
265	277	2025年 2月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
266	278	2025年 2月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
267	279	2025年 2月28日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
268	280	2025年 2月28日	戸籍謄抄本等・住民票交付請求書、委任状	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
269	281	2025年 2月28日	戸籍謄抄本等・住民票交付請求書、委任状	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
270	282	2025年 3月3日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
271	283	2025年 3月3日	住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (3号)	市長 市民課
272	284	2025年 3月5日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書	開示	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
273	285	2025年 3月6日	農地基本台帳 贈与税の適格者証明一式	開示	農業委員会 農業委員会
274	286	2025年 3月7日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 松永市民サービス課
275	287	2025年 3月7日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
276	288	2025年 3月10日	住民票及び戸籍の附票交付申請書	不存在	市長 市民課
277	289	2025年 3月10日	住民票及び戸籍の附票交付申請書	不存在	市長 市民課
278	290	2025年 3月11日	R6支援給付金給付要件確認書において申請した書類 北部保健福祉課へ提出したものすべて	開示	市長 福祉総務課
	291			不存在	市長 福祉総務課
	292			開示	市長 北部保健福祉課
279	293	2025年 3月11日	生活保護に関する書類	部分開示 (2, 7号)	市長 生活福祉課
280	294	2025年 3月11日	農家台帳	開示	農業委員会 農業委員会
281	295	2025年 3月11日	住民票の交付申請書	不存在	市長 市民課
282	296	2025年 3月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
283	297	2025年 3月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
284	298	2025年 3月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
285	299	2025年 3月12日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
286	300	2025年 3月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
287	301	2025年 3月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
288	302	2025年 3月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
289	303	2025年 3月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
290	304	2025年 3月21日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
291	305	2025年 3月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
292	306	2025年 3月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
293	307	2025年 3月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課

3 福山市個人情報保護審査会の運営状況

(1) 福山市個人情報保護審査会

審査会は、保有個人情報の開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合に、実施機関の諮問に応じて審査するために設置されたものです。

行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、実施機関は、明らかに不適法であることを理由として却下するとき又は審査請求の全部を認容するときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、裁決をしなければなりません。

2024年度（令和6年度）は審査請求が1件あり、認容後に開示を決定しました。

(2) 福山市個人情報保護審査会の開催状況

2024年度（令和6年度）の個人情報保護審査会は開催していません。

(3) 審査請求等の状況

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
1	申立 却下	2002. 12. 23 2003. 3. 14	境界線に係る個人情報不存在決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
2	申立 諮問 答申 決定	2004. 8. 31 2004. 9. 14 2004. 12. 14 2004. 12. 24	住民票等請求書に係る個人情報部分開示決定	市長	原処分妥当 (答申第1号)	棄却	
3	申立 決定	2011. 11. 21 2012. 3. 23	ケース記録等に係る個人情報部分開示決定	市長		開示	2012. 3. 23 対象文書の全部開示
4	申立 諮問 答申 決定	2015. 1. 28 2015. 3. 11 2015. 11. 1 2017. 1. 13	エビデンス等に係る個人情報存否応答拒否決定	病院事業管理者	原処分を取り消し改めて開示・不開示の決定を行うべき (答申第2号)	原決定を取り消し部分開示	
5	請求 取下げ	2018. 9. 7 2018. 9. 10	境界確認申請等に係る個人情報部分開示決定	市長			

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決 内容	備考
6	請求 補正 裁決 決定	2018. 12. 21 2019. 2. 8 2019. 4. 15 2019. 4. 25	弔慰金に係る個人情報不存在決定	市長		原決定を取り消し開示	不存在決定をした課とは別の課に存在する公文書を開示
7	請求 補正 諮問 答申 裁決	2019. 7. 12 2019. 9. 17 2019. 11. 8 2020. 2. 10 2020. 3. 25	災害見舞金支給に係る個人情報不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第 3 号)	棄却	
8	請求 補正 却下	2019. 8. 9 2019. 9. 17 2019. 11. 21	不存在とした原処分を取消して、開示決定	市長		却下	審査請求の期限を超過
9	請求 補正 諮問 答申 裁決	2019. 9. 17 2019. 11. 11 2020. 1. 7 2020. 5. 29 2020. 6. 9	災害見舞金支給に関する公文書開示請求に係る個人情報不存在等決定	市長	原処分妥当 (答申第 4 号)	棄却	
10	請求 諮問 答申 裁決	2020. 3. 27 2020. 6. 9 2020. 11. 5 2020. 12. 18	被相続人に係る個人情報存否応答拒否決定	市長	原処分を取り消し改めて開示・不開示の決定を行うべき (答申第 5 号)	原決定を取り消し部分開示	
11	請求 取下げ	2020. 11. 30 2021. 1. 12	改葬届に係る個人情報部分開示決定	市長			
12	請求 諮問 答申 裁決	2022. 6. 24 2022. 7. 27 2022. 10. 13 2022. 10. 28	住民票の写し等請求書等に係る個人情報存否応答拒否決定	市長	原処分妥当 (答申第 6 号)	棄却	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決 内容	備考
13	請求 諮問 答申 裁決	2022. 10. 4 2022. 12. 2 2023. 3. 24 2023. 5. 9	戸籍関係申請書に 係る個人情報部分 開示決定	市長	原処分を 取り消し 個人情報に係 る部分を除い て開示する決 定を行うべき (答申第7号)	原決定を 取り消し 個人情報に 係る部分 を除いて開 示	
14	請求 諮問 答申 裁決	2023. 4. 13 2023. 10. 5 2024. 1. 11 2024. 1. 24	いじめ関係書類に 係る保有個人情 報の開示をしない旨 の決定	教育委 員会	原処分妥当 (2023 年度 答申第1号)	棄却	
15	請求 裁決	2024. 9. 30 2024. 12. 3	市に提出された報 告書に係る保有個 人情報の開示をす る旨の決定(部分 開示)	市長		認容して 開示	請求後に、 審査請求人 が対象文書 (全部開示)を取得

(4) 福山市個人情報保護審査会委員

2025年(令和7年)3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	こ ばやし ひろ こ 小 林 広 子	税理士
	さか もと とも え 坂 本 智 栄	弁護士
	い とう あつ し 伊 藤 敦 史	弁護士
	かみ むら だい すけ 上 村 大 介	弁護士

任期：2024年(令和6年)12月27日～2026年(令和8年)12月26日

4 啓発活動の状況

個人の権利利益を保護するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するため、次の取組を行いました。

(1) 研修会の実施

① 職員研修（情報管理課からの講師派遣分）

対 象	実施年月日	人数
新採用職員	2024 年(令和 6 年)4 月 4 日、5 日（2 回）	144 人
新任管理職員	2024 年(令和 6 年)4 月 9 日	24 人
生活困窮者自立支援センター 及び生活福祉課職員	2024 年(令和 6 年)5 月 9 日	12 人
ネウボラ相談員及びネウボラ 推進課職員	2024 年(令和 6 年)5 月 14 日	14 人
市民課職員	2024 年(令和 6 年)10 月～11 月 ※ビデオ配信	54 人
	(計 5 回)	計 248 人

② その他に対する研修（情報管理課からの講師派遣分）

対 象	実施年月日	人数
民間事業者職員	2024 年(令和 6 年)7 月 4 日	13 人
社会福祉協議会職員	2024 年(令和 6 年)7 月 16 日	35 人
キラキラサポーター（子育て支 援ボランティア）	2024 年(令和 6 年)11 月 6 日	16 人
学区老人クラブ関係者	2025 年(令和 7 年)2 月 15 日	25 人
	(計 4 回)	計 89 人

(2) 制度の啓発

① 福山市ホームページへの掲載

2024 年(令和 6 年)10 月に 2023 年度(令和 5 年度)の運営状況を公表しました。

② 広報「ふくやま」への掲載

2024 年(令和 6 年)6 月号で 2023 年度(令和 5 年度)の運営状況を公表しました。

(3) 個人情報保護の要請

国・県等

- ・個人情報保護及び自己情報コントロール権の確立に向けた戸籍法及び住民基本台帳法の改正について、広島県市長会を通じて国へ要請しています。(春季)

5 その他

(1) インシデント報告

個人情報の漏えい事案が発生し、広島県総務局デジタル基盤整備課及び総務省自治行政局デジタル基盤推進室へ8件のインシデント報告をしました。

内訳は、誤交付1件、誤送付等6件、インターネットへの流出1件です。

(2) 個人情報保護制度に係る条例の経過

1988年10月	福山市個人情報保護制度研究委員会設置
1989年3月1日	3月議会にて福山市個人情報保護条例制定案提出
1990年3月6日	3月議会にて福山市個人情報保護条例制定案撤回
1990年3月14日	3月議会にて福山市個人情報保護条例制定案提出
1990年3月26日	3月議会にて福山市個人情報保護条例制定案一部修正可決
1990年4月2日	福山市個人情報保護条例(旧々条例)公布
1990年10月1日	旧々条例施行
2003年4月	個人情報保護制度に係る検討会設置
2003年6月30日	6月議会にて福山市個人情報保護条例全部改正案可決
2003年6月30日	福山市個人情報保護条例(旧条例)公布
2003年8月25日	旧条例施行
2022年12月19日	12月議会にて福山市個人情報の保護に関する法律施行条例制定 (福山市個人情報保護条例廃止)案可決
2022年12月19日	福山市個人情報の保護に関する法律施行条例(現行条例)公布
2023年2月27日	3月議会にて福山市議会の個人情報の保護に関する条例制定 (及び現行条例一部改正)案可決
2023年3月2日	福山市議会の個人情報の保護に関する条例公布
2023年4月1日	旧条例廃止 現行条例施行 福山市議会の個人情報の保護に関する条例施行

Ⅱ 情報公開制度の運営状況

1 公文書の開示請求・申出の処理状況

(1) 請求・申出の状況

ここにいる「請求」とは、全部改正前の福山市情報公開条例（平成5年条例第1号）の施行の日（1993年（平成5年）7月1日）以後の公文書に関する開示請求に対する公文書の義務的な開示手続のことであり、「申出」とは、1993年（平成5年）7月1日以前の公文書に関する開示申出に対する公文書の任意的な開示手続のことです。

公文書の開示請求・申出の件数及び決定等の状況は次のとおりです。

年度	請求 申出 件数	決定等 件数	決定等の状況						
			開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ	拒否
2024 年度	450	655	449	97	6	46	16	39	2
2023 年度	469	695	454	147	6	53	3	32	0

※1件の請求等に対し、複数の決定等をした場合があります。

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求等に対する決定等の件数をいいます。

(2) 部分開示・不開示の理由別内訳

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第6条第1項各号に定める不開示情報のいずれかに該当し、部分開示、不開示となった事例の不開示情報の内訳は次のとおりです。

情 報 （ 適 用 条 項 ）	2024 年度	2023 年度
法 令 等 情 報 （ 第 1 号 ）	0	0
個 人 情 報 （ 第 2 号 ）	84	120
法 人 等 情 報 （ 第 3 号 ）	47	92
生 命 等 保 護 情 報 （ 第 4 号 ）	0	0
審 議 ・ 検 討 ・ 協 議 等 情 報 （ 第 5 号 ）	7	9
事 務 ・ 事 業 情 報 （ 第 6 号 ）	16	35
任 意 提 供 情 報 （ 第 7 号 ）	0	0

※1件の決定等に対し、複数の不開示情報が存在するものがあるため、(1) 請求・申出の状況の部分開示及び不開示の件数とは一致しません。

(3) 決定等した実施機関別の状況

実 施 機 関	2024 年度	2023 年度
	決定等件数	決定等件数
市 長	457	467
教 育 委 員 会	55	44
選 挙 管 理 委 員 会	3	1
監 査 委 員	2	4
公 平 委 員 会	0	2
農 業 委 員 会	1	1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	1
上 下 水 道 事 業 管 理 者	129	159
病 院 事 業 管 理 者	2	7
議 会	3	6
地 方 独 立 行 政 法 人	3	3
合 計	655	695

※ 1 件の請求等に対し、複数の事務担当課が決定等をした場合があります。

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求等に対する決定等の件数をいいます。

(4) 請求・申出の内容及び決定等の状況

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
1 ※	1	2024年 4月1日	土日相談員業務を民間委託にしている理由が わかるものほか	開示	市長 若者・くらしの悩み相談課
	2			不存在	市長 若者・くらしの悩み相談課
2 ※	3	2024年 4月1日	施設及びその周辺で発生した暴力事件、トラ ブルの内容、市の対応策がわかるもの	部分開示 (2, 3号)	市長 公園緑地課
3 ※	4	2024年 4月1日	「住民学習会」の根拠規定、講師の名前ほか	開示	市長 まちづくり推進課
	5			不存在	市長 情報管理課
	6			不存在	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局
	7			部分開示 (2号)	教育委員会 学事課
4 ※	8	2024年 4月1日	「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」 追悼記念式典に関する資料	部分開示 (2号)	教育委員会 教育総務課
	9			不存在	教育委員会 教育総務課
5 ※	10	2024年 4月1日	「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」 追悼記念式典に関する資料	部分開示 (2号)	議会 議会事務局庶務課
	11			不存在	議会 議会事務局庶務課
6 ※	12	2024年 4月1日	福山市下水道事業用二次製品単価	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
7 ※	13	2024年 4月1日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
8 ※	14	2024年 4月1日	福山市ワーケーション公式ウェブサイト保守 運用業務に関する業務実施報告書	取下げ	市長 企画政策課
9	15	2024年 4月1日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
10	16	2024年 4月2日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
11	17	2024年 4月2日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
12	18	2024年 4月3日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
13	19	2024年 4月3日	住居表示新築届一覧及び台帳	部分開示 (2号)	市長 市民課
14 ※	20	2024年 4月5日	施術所の施設一覧	取下げ	市長 保健部総務課
15 ※	21	2024年 4月6日	飲食店営業許可施設一覧、理容・美容施設ほ か営業中の施設に関する情報	取下げ	市長 生活衛生課
16	22	2024年 4月9日	保留地売却資料ほか	開示	市長 都市計画課
	23			部分開示 (2, 3, 6号)	市長 都市計画課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
17	24	2024年 4月9日	令和6年度固定資産税評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する書面等	部分開示 (2,3号)	市長 資産税課
18	25	2024年 4月9日	固定資産税(土地)の標準宅地の令和5年7月1日時点の修正等業務に係る文書	部分開示 (2,3号)	市長 資産税課
19	26	2024年 4月10日	公募型プロポーザルに関する書類	部分開示 (3,6号)	市長 産業振興課
20 ※	27	2024年 4月17日	飲食店営業許可施設一覧	取下げ	市長 生活衛生課
21	28	2024年 4月17日	単価表	開示	市長 道路整備課
22	29	2024年 4月17日	下水道工事の工事前の写真	部分開示 (2,3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
23	30	2024年 4月18日	公募型プロポーザルに関する書類	不開示 (3,6号)	市長 資産活用課
24 ※	31	2024年 4月18日	備後圏都市計画区域区分に関する都市計画の変更に係る資料	部分開示 (2,3,6号)	市長 都市計画課
25 ※	32	2024年 4月23日	令和5年度時点における未返済の奨学金の滞納金額総額がわかる書類	開示	教育委員会 学事課
26 ※	33	2024年 4月23日	令和5年度時点における未返済の助成金の滞納金額総額がわかる書類	開示	市長 住宅課
27	34	2024年 4月24日	福山市における新型コロナワクチン接種状況に関する書類	部分開示 (2号)	市長 保健予防課
28	35	2024年 4月24日	新型コロナウイルスワクチン接種についての資料	開示	教育委員会 学びづくり課
29 ※	36	2024年 4月24日	令和5年度に団体に交付された補助金の使途がわかる同団体からの報告書ほか	部分開示 (2,3号)	市長 多様性社会推進課
30 ※	37	2024年 4月25日	平成30年豪雨により決壊したため池に係る公文書	部分開示 (2,3号)	市長 北部建設産業課
31	38	2024年 4月26日	福山市議会民生福祉委員会で審査された案件について、市から議員に提供した、審査に係る質疑、採決時の討論ほか	不存在	市長 介護保険課
32	39	2024年 4月30日	福山市内の放課後児童クラブに関する資料	取下げ	市長 保育施設課
33 ※	40	2024年 5月1日	小学校の敷地、建物、設備に関する図面ほか	取下げ	教育委員会 施設課
34 ※	41	2024年 5月1日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	42			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	43			開示	市長 道路整備課
35 ※	44	2024年 5月2日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
	45			開示	市長 道路整備課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
36 ※	46	2024年 5月2日	金入り設計書	開示	市長 沼隈建設産業課
	47			開示	市長 神辺建設産業課
	48			開示	市長 北部建設産業課
	49			開示	市長 松永建設産業課
37 ※	50	2024年 5月2日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
38 ※	51	2024年 5月2日	福山市立小学校及び義務教育学校の小学校課程における2023年の予算と決算の明細がわかるものほか	開示	教育委員会 教育総務課
39 ※	52	2024年 5月2日	金入り設計書	開示	市長 北部建設産業課
	53			開示	市長 神辺建設産業課
	54			開示	市長 公園緑地課
40 ※	55	2024年 5月6日	固定資産税評価計算書	不開示 (2号)	市長 資産税課
41 ※	56	2024年 5月8日	部落解放同盟に関する文書	部分開示 (2, 3号)	教育委員会 学びづくり課
42 ※	57	2024年 5月8日	福山市に返還を命じる判決がなされた人の債務記録ほか	部分開示 (2号)	市長 建設政策課
	58			存否応答拒否	市長 建設政策課
43 ※	59	2024年 5月8日	施術所の施設一覧	取下げ	市長 保健部総務課
44	60	2024年 5月8日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
45	61	2024年 5月10日	備後圏都市計画事業水呑三新田土地区画整理事業事業計画書	開示	市長 都市計画課
	62			部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
46	63	2024年 5月15日	地域総合整備資金貸付事務包括委託契約に係る文書	部分開示 (2, 3号)	市長 産業振興課
47	64	2024年 5月15日	航空写真の公共測量を委託した際の文書	部分開示 (2, 3号)	市長 資産税課
48 ※	65	2024年 5月15日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
49 ※	66	2024年 5月15日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
50 ※					
51 ※					
52 ※					
53 ※	67	2024年 5月16日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
54	68	2024年 5月17日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
55 ※	69	2024年 5月20日	団体に支給された補助金に関する文書ほか	部分開示 (2, 3号)	市長 多様性社会推進課
	70			不存在	市長 多様性社会推進課
56	71	2024年 5月20日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
57 ※	72	2024年 5月21日	市が所管する有料老人ホームほかの重要事項 説明書	部分開示 (2号)	市長 介護保険課
58 ※	73	2024年 5月22日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
59 ※	74	2024年 5月27日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
60 ※	75	2024年 5月27日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
61 ※	76	2024年 5月27日	金入り設計書	開示	市長 保育施設課
	77			開示	教育委員会 施設課
62 ※	78	2024年 5月27日	金入り設計書	取下げ	教育委員会 施設課
63 ※	79	2024年 5月27日	金入り設計書	開示	市長 環境施設課
	80			開示	市長 保育施設課
64 ※	81	2024年 5月27日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
65	82	2024年 5月28日	金入り設計書	取下げ	市長 保育施設課
66	83	2024年 5月28日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
67		2024年 5月28日	金入り設計書		
68 ※	84	2024年 5月28日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
69 ※	85	2024年 5月29日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
70 ※	86	2024年 5月29日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
	87			開示	市長 北部建設産業課
71 ※	88	2024年 5月29日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
72 ※	89	2024年 5月29日	教育委員会が購入した新聞に関する文書	不存在	教育委員会 学びづくり課
73 ※	90	2024年 5月29日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
74 ※	91	2024年 5月29日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	92			開示	市長 保育施設課
75 ※	93	2024年 5月29日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
76 ※	94	2024年 5月30日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
77	95	2024年 5月30日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	96			開示	市長 保育施設課
78	97	2024年 5月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
79 ※	98	2024年 6月2日	スケートボードに関する文書	開示	市長 スポーツ振興課
	99			不存在	市長 スポーツ振興課
	100			部分開示 (2号)	市長 公園緑地課
80 ※	101	2024年 6月3日	福山市水道工事設計資材単価一覧表	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
81	102	2024年 6月3日	金入り設計書	取下げ	市長 公園緑地課
82	103	2024年 6月3日	市税に関する文書	開示	市長 市民税課
	104			不存在	市長 市民税課
83	105	2024年 6月3日	太陽光発電に関連する福山市の補助事業に関する文書	部分開示 (2, 3号)	市長 環境総務課
	106			不存在	市長 環境総務課
84 ※	107	2024年 6月4日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
85	108	2024年 6月4日	配水管布設工事に関する工事写真ほか	部分開示 (2号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
86	109	2024年 6月5日	福山北産業団地第2期事業に係る文書	開示	市長 経済総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
87 ※	110	2024年 6月5日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	111			開示	市長 設備課
88 ※	112	2024年 6月5日	金入り設計書	開示	市長 保育施設課
89	113	2024年 6月6日	公募型プロポーザルに関する文書	取下げ	市長 健康推進課
90 ※	114	2024年 6月7日	金入り設計書	開示	市長 農林整備課
	115			開示	市長 神辺建設産業課
	116			開示	市長 道路整備課
	117			開示	市長 港湾河川課
	118			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	119			開示	市長 北部建設産業課
91 ※	120	2024年 6月7日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
	121			開示	市長 松永建設産業課
	122			開示	市長 北部建設産業課
	123			開示	市長 道路整備課
92 ※	124	2024年 6月7日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
	125			開示	市長 神辺建設産業課
	126			開示	市長 農林整備課
	127			開示	市長 北部建設産業課
	128			開示	市長 公園緑地課
	129			開示	市長 松永建設産業課
	130			開示	市長 福山道路・幹線道路課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
93 ※	131	2024年 6月7日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	132			開示	市長 港湾河川課
	133			開示	市長 公園緑地課
	134			開示	教育委員会 施設課
	135			開示	市長 沼隈建設産業課
	136			開示	市長 北部建設産業課
94 ※	137	2024年 6月7日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
	138			開示	市長 公園緑地課
	139			開示	市長 北部建設産業課
	140			開示	市長 沼隈建設産業課
	141			開示	市長 道路整備課
	142			開示	市長 福山道路・幹線道路課
95 ※	143	2024年 6月7日	金入り設計書	開示	市長 北部建設産業課
	144			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	145			開示	市長 道路整備課
	146			開示	市長 港湾河川課
	147			開示	市長 公園緑地課
96 ※	148	2024年 6月7日	金入り設計書	開示	市長 北部建設産業課
	149			開示	市長 松永建設産業課
	150			開示	市長 公園緑地課
	151			開示	教育委員会 施設課
	152			開示	市長 道路整備課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
97 ※	153	2024年 6月7日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	154			開示	市長 神辺建設産業課
	155			開示	市長 公園緑地課
98 ※	156	2024年 6月10日	スケートボードのマナーに関する文書ほか	不存在	市長 情報管理課
99 ※	157	2024年 6月12日	備後圏都市計画事業水呑三新田土地区画整理 事業に関する文書	部分開示 (2号)	市長 都市計画課
100 ※	158	2024年 6月12日	工事費内訳書	開示	市長 保育施設課
	159			取下げ	市長 設備課
	160			開示	教育委員会 施設課
101	161	2024年 6月13日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	開示	市長 建設政策課
102	162	2024年 6月13日	金入り設計書	開示	市長 福山道路・幹線道路課
103 ※	163	2024年 6月18日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	164			開示	市長 松永建設産業課
	165			開示	市長 北部建設産業課
104 ※	166	2024年 6月18日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
105 ※	167	2024年 6月18日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
106 ※	168	2024年 6月18日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
107 ※	169	2024年 6月19日	金入り設計書	開示	市長 農林整備課
	170			開示	市長 設備課
	171			開示	市長 神辺建設産業課
	172			開示	市長 福山道路・幹線道路課
108 ※	173	2024年 6月19日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
109	174	2024年 6月21日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
110	175	2024年 6月21日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	176			開示	市長 保育施設課
	177			開示	市長 設備課
111 ※	178	2024年 6月24日	金入り設計書	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
112 ※	179	2024年 6月24日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
113	180	2024年 6月25日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	181			開示	市長 公園緑地課
114	182	2024年 6月27日	金入り設計書	開示	市長 設備課
115	183	2024年 6月27日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
116	184	2024年 6月27日	金入り設計書	開示	市長 北部建設産業課
117 ※	185	2024年 6月27日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
118 ※	186	2024年 6月28日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	187			開示	市長 神辺建設産業課
	188			開示	市長 農林整備課
119 ※	189	2024年 6月28日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
	190			開示	市長 農林整備課
	191			開示	市長 北部建設産業課
	192			開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
120 ※		2024年 6月28日	金入り設計書		
121 ※	193	2024年 6月28日	水質汚濁防止法に関する文書ほか	取下げ	市長 環境保全課
122	194	2024年 6月29日	第一種動物取扱業者に関する文書	取下げ	市長 動物愛護センター
123 ※	195	2024年 7月1日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
124 ※	196	2024年 7月1日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
125	197	2024年 7月1日	住居表示新築届一覧及び台帳	部分開示 (2号)	市長 市民課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
126 ※	198	2024年 7月1日	福山市水道工事設計資材単価一覧表	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
127 ※	199	2024年 7月1日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
128	200	2024年 7月2日	住民説明会の会議議事録	部分開示 (2号)	市長 スポーツ振興課
129	201	2024年 7月3日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
130 ※	202	2024年 7月3日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
131 ※	203	2024年 7月3日	ばい煙発生施設一覧 油種 使用量	取下げ	市長 環境保全課
132	204	2024年 7月3日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
133	205	2024年 7月4日	歯科技工所開設届一覧	取下げ	市長 保健部総務課
134 ※	206	2024年 7月4日	福山北産業団地第2期事業に係る文書	部分開示 (3号)	市長 総務部総務課
	207			部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
	208			部分開示 (2, 3号)	市長 経済総務課
	209			部分開示 (2, 3号)	市長 経済総務課
	210			部分開示 (2, 3号)	市長 経済総務課
135	211	2024年 7月4日	二次製品単価決定表 福山市水道材料決定単価一覧表	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
136	212	2024年 7月4日	見積結果一覧表	開示	市長 技術検査課
137 ※	213	2024年 7月5日	金入り設計書	開示	市長 福山道路・幹線道路課
	214			開示	教育委員会 施設課
	215			開示	市長 営繕課
	216			開示	市長 神辺建設産業課
138	217	2024年 7月5日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
139	218	2024年 7月8日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
140	219	2024年 7月8日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
141	220	2024年 7月8日	資材単価表	取下げ	市長 技術検査課
142	221	2024年 7月8日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
143 ※	222	2024年 7月9日	令和3年度文化資源活用事業費補助金に係る 文書ほか	部分開示 (2, 3号)	市長 文化振興課
144 ※	223	2024年 7月10日	施工単価条件表 二次製品単価	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
145	224	2024年 7月10日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
146	225	2024年 7月10日	解体工事届出書	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
147 ※	226	2024年 7月11日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
148 ※	227	2024年 7月11日	福山市内に存在する全ての診療所に関する文 書	取下げ	市長 保健部総務課
149	228	2024年 7月11日	資材単価表	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
150		2024年 7月11日	金入り設計書		
151	229	2024年 7月11日	金入り設計書	開示	市長 福山道路・幹線道路課
	230			開示	市長 北部建設産業課
	231			開示	市長 道路整備課
	232			開示	市長 神辺建設産業課
152	233	2024年 7月11日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	234			開示	市長 神辺建設産業課
	235			開示	市長 福山道路・幹線道路課
153 ※	236	2024年 7月13日	工事費内訳書	開示	市長 保育施設課
	237			開示	市長 設備課
	238			開示	教育委員会 施設課
154	239	2024年 7月15日	新型コロナワクチンを接種した方の被害状況	部分開示 (2号)	市長 保健予防課
155 ※	240	2024年 7月16日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
156 ※	241	2024年 7月16日	公募型プロポーザルに関する書類	取下げ	市長 資産活用課
157	242	2024年 7月16日	金入り設計書	開示	市長 福山道路・幹線道路課
	243			開示	市長 道路整備課
	244			開示	市長 北部建設産業課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
158	245	2024年 7月16日	太陽光発電設備に対する補助金の金額等がわ かる文書	取下げ	市長 環境総務課
159	246	2024年 7月17日	金入り設計書	開示	市長 土木管理課
160	247	2024年 7月17日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
161 ※	248	2024年 7月17日	金入り設計書	開示	市長 設備課
162	249	2024年 7月17日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
163		2024年 7月17日	金入り設計書		
164 ※	250	2024年 7月18日	薬局に関する文書	取下げ	市長 保健部総務課
165	251	2024年 7月18日	公募型プロポーザルに関する文書	部分開示 (2, 3号)	市長 健康推進課
	252	2024年 7月18日		不開示 (3号)	市長 健康推進課
166	253	2024年 7月19日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
167	254	2024年 7月22日	金入り設計書	開示	市長 北部建設産業課
168	255	2024年 7月23日	建築指導課への相談内容に関する記録ほか	存否応答拒否	市長 建築指導課
169 ※	256	2024年 7月24日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
170 ※		2024年 7月24日	金入り設計書		
171	257	2024年 7月25日	解体工事に伴う当該地域住民被害調査報告書	部分開示 (2, 3号)	市長 営繕課
172	258	2024年 7月26日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
173	259	2024年 7月26日	福山市予防接種健康被害調査委員会の委員名	部分開示 (6号)	市長 保健予防課
174	260	2024年 7月29日	各項目の単価等の内訳書	開示	市長 道路整備課
175	261	2024年 7月29日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
176	262	2024年 7月29日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
177	263	2024年 7月29日	金入り設計書	開示	市長 北部建設産業課
178	264	2024年 7月29日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
179	265	2024年 7月29日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
180 ※	266	2024年 7月29日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
181 ※	267	2024年 7月29日	新規採用された福山市職員の初任研修の資 料、罹災証明書の交付方法のマニュアル	開示	市長 人材育成課
	268			開示	市長 福祉総務課
182 ※	269	2024年 7月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
183 ※		2024年 7月30日	金入り設計書		
184 ※	270	2024年 7月30日	金入り設計書	開示	市長 設備課
185 ※	271	2024年 7月30日	金入り設計書	開示	市長 設備課
	272			開示	市長 農林整備課
	273			開示	市長 環境施設課
186 ※	274	2024年 7月30日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
187 ※	275	2024年 7月30日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
	276			開示	市長 沼隈建設産業課
	277			開示	市長 神辺建設産業課
	278			開示	市長 道路整備課
	279			開示	市長 北部建設産業課
188 ※	280	2024年 7月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
189	281	2024年 7月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
190	282	2024年 7月31日	見積結果一覧表	開示	市長 技術検査課
191		2024年 7月31日	工事単価		
192 ※	283	2024年 7月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
193	284	2024年 8月1日	金入り設計書	開示	市長 沼隈建設産業課
	285			開示	教育委員会 施設課
	286			開示	市長 農林整備課
194	287	2024年 8月1日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
195 ※	288	2024年 8月1日	金入り設計書	開示	市長 設備課
	289			開示	教育委員会 施設課
	290			開示	市長 環境施設課
	291			開示	市長 農林整備課
196 ※	292	2024年 8月1日	福山市下水道事業用二次製品単価	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
197 ※	293	2024年 8月1日	公益通報制度に係る資料	開示	市長 総務部総務課
	294			部分開示 (6号)	
	295			存否応答拒否	
	296			部分開示 (2, 6号)	市長 人事課
	297			存否応答拒否	
198 ※	298	2024年 8月1日	公益通報制度に係る資料	存否応答拒否	病院事業管理者 病院総務課
199 ※	299	2024年 8月1日	公益通報制度に係る資料	存否応答拒否	農業委員会 農業委員会事務局
200 ※	300	2024年 8月1日	公益通報制度に係る資料	存否応答拒否	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局
201 ※	301	2024年 8月1日	公益通報制度に係る資料	存否応答拒否	上下水道事業管理者 上下水道総務課
202 ※	302	2024年 8月1日	公益通報制度に係る資料	存否応答拒否	市長 総務部総務課
203 ※	303	2024年 8月1日	公益通報制度に係る資料	存否応答拒否	市長 税制課
204 ※	304	2024年 8月1日	公益通報制度に係る資料	存否応答拒否	教育委員会 教育総務課
205 ※	305	2024年 8月1日	公益通報制度に係る資料	存否応答拒否	議会 議会事務局庶務課
206 ※	306	2024年 8月1日	公益通報制度に係る資料	存否応答拒否	監査委員 監査事務局
207	307	2024年 8月2日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
208	308	2024年 8月2日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
209	309	2024年 8月5日	公益通報制度に係る資料	存否応答拒否	地方独立行政法人 福山市立大学
210 ※	310	2024年 8月6日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
211 ※	311	2024年 8月6日	福山市長選挙の立候補者情報に係る起案	開示	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
212 ※	312	2024年 8月7日	大規模小売店舗届出書	開示	市長 産業振興課
213	313	2024年 8月7日	公文書開示決定等特例期間延長に係る起案	開示	市長 情報管理課
214	314	2024年 8月7日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
215	315	2024年 8月9日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
216	316	2024年 8月9日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
217	317	2024年 8月9日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	部分開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
218	318	2024年 8月13日	金入り設計書	開示	市長 福山駅周辺再生推進課
219	319	2024年 8月13日	金入り設計書	取下げ	市長 道路整備課
220 ※	320	2024年 8月14日	労使交渉に関する書類	不存在	市長 給与課
221 ※	321	2024年 8月14日	団体が特定の住民で形成されていることを証 明する書類	不存在	市長 多様性社会推進課
222 ※	322	2024年 8月15日	固定資産評価実施要領	開示	市長 資産税課
223	323	2024年 8月19日	住居番号設定整理簿、住居表示台帳	部分開示 (2号)	市長 市民課
224	324	2024年 8月20日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	325			不存在	上下水道事業管理者 上下水道総務課
225	326	2024年 8月20日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	開示	市長 建設政策課
226 ※	327	2024年 8月21日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	328			開示	市長 道路整備課
	329			開示	市長 神辺建設産業課
	330			開示	市長 沼隈建設産業課
227	331	2024年 8月21日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
228	332	2024年 8月22日	金入り設計書	開示	市長 福山道路・幹線道路課
229 ※	333	2024年 8月23日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
230	334	2024年 8月26日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	335			開示	市長 設備課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
231	336	2024年 8月26日	金入り設計書	開示	市長 福山道路・幹線道路課
	337			開示	市長 道路整備課
232 ※	338	2024年 8月26日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
233 ※	339	2024年 8月27日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
234	340	2024年 8月27日	金入り設計書	開示	市長 福山道路・幹線道路課
235 ※	341	2024年 8月27日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
236 ※	342	2024年 8月29日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
237	343	2024年 8月29日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
238	344	2024年 8月29日	金入り設計書	開示	市長 沼隈建設産業課
239 ※	345	2024年 8月30日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	346			開示	市長 農林整備課
	347			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	348			開示	市長 神辺建設産業課
240 ※	349	2024年 8月30日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
241 ※	350	2024年 8月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
242 ※		2024年 8月30日	金入り設計書		
243	351	2024年 8月30日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
244 ※	352	2024年 8月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
245 ※	353	2024年 9月2日	施術所の施設一覧	取下げ	市長 保健部総務課
246	354	2024年 9月2日	金入り設計書	開示	市長 福山道路・幹線道路課
247	355	2024年 9月3日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
248 ※	356	2024年 9月3日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
249 ※	357	2024年 9月4日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
	358			開示	市長 道路整備課
	359			開示	市長 設備課
250 ※	360	2024年 9月4日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
251 ※		2024年 9月4日	金入り設計書		
252 ※	361	2024年 9月9日	福山市男女共同参画フォーラム2024に関する文書	部分開示 (2号)	市長 多様性社会推進課
	362			不存在	市長 多様性社会推進課
253 ※	363	2024年 9月9日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
254 ※	364	2024年 9月11日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
255	365	2024年 9月11日	住宅の移転、除却についての交渉記録	部分開示 (2号)	市長 都市計画課
256	366	2024年 9月13日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
257	367	2024年 9月13日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
258 ※	368	2024年 9月13日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
259 ※	369	2024年 9月13日	金入り設計書	開示	市長 設備課
	370			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	371			開示	市長 環境施設課
260 ※	372	2024年 9月17日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
261	373	2024年 9月18日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	部分開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
262	374	2024年 9月18日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
263	375	2024年 9月20日	令和7年度使用中学校教科用図書採択に係る資料	開示	教育委員会 学びづくり課
264 ※	376	2024年 9月24日	消防本部管轄区域の防火対象物に関する文書	取下げ	市長 情報管理課
265 ※	377	2024年 9月25日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
266	378	2024年 9月26日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
267	379	2024年 9月27日	令和7年度使用中学校用教科用図書採択に係 る情報	開示	教育委員会 学びづくり課
	380			部分開示 (5号)	教育委員会 学びづくり課
268 ※	381	2024年 9月30日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
	382			開示	市長 道路整備課
	383			開示	市長 農林整備課
	384			開示	市長 北部建設産業課
269 ※	385	2024年 9月30日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
	386			開示	市長 道路整備課
270 ※	387	2024年 9月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
271 ※		2024年 9月30日	金入り設計書		
272 ※	388	2024年 9月30日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
273	389	2024年 10月1日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
274 ※	390	2024年 10月2日	令和7年度使用中学校用教科用図書採択に係 る情報	開示	教育委員会 学びづくり課
	391			部分開示 (5号)	教育委員会 学びづくり課
275 ※	392	2024年 10月3日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
276 ※		2024年 10月3日	金入り設計書		
277	393	2024年 10月3日	福山市市民活動総合補償制度についての文書	部分開示 (3号)	市長 まちづくり推進課
278	394	2024年 10月4日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
279	395	2024年 10月4日	住居表示新築届一覧及び台帳	部分開示 (2号)	市長 市民課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
280	396	2024年 10月7日	工事整理簿ほか	部分開示 (2号)	市長 都市計画課
	397			部分開示 (3号)	市長 都市計画課
	398			部分開示 (2号)	市長 都市計画課
	399			開示	市長 都市計画課
	400			部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
	401			不存在	市長 都市計画課
281	402	2024年 10月9日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
	403			開示	市長 公園緑地課
	404			開示	市長 北部建設産業課
282	405	2024年 10月10日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
283 ※	406	2024年 10月11日	金入り設計書	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
284	407	2024年 10月11日	町内会通常総会 議事録	部分開示 (2号)	市長 まちづくり推進課
285	408	2024年 10月15日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	409			開示	市長 福山道路・幹線道路課
286 ※	410	2024年 10月16日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
287 ※	411	2024年 10月16日	福山市事務組織規則改正に係る起案	部分開示 (2号)	市長 総務部総務課
288 ※	412	2024年 10月17日	地域拠点形成推進課が福山市ホームページに アップした起案	開示	市長 地域拠点形成推進課
	413			不存在	市長 情報発信課
289	414	2024年 10月18日	新型コロナワクチンに関する文書	不存在	市長 保健予防課
290 ※	415	2024年 10月21日	道路平面図（計画平面図）	開示	市長 福山道路・幹線道路課
291	416	2024年 10月22日	金入り設計書	開示	市長 北部建設産業課
292	417	2024年 10月22日	新型コロナワクチン接種に関する文書	部分開示 (2号)	市長 保健予防課
	418			不存在	市長 保健予防課
293 ※	419	2024年 10月22日	福山市のばい煙発生施設の一覧の写し	取下げ	市長 環境保全課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
294	420	2024年 10月23日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
295	421	2024年 10月24日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
296 ※	422	2024年 10月24日	男女共同参画フォーラム2024に関する文書	部分開示 (3号)	市長 多様性社会推進課
	423			不存在	市長 多様性社会推進課
	424			部分開示 (2号)	市長 多様性社会推進課
	425			不存在	市長 多様性社会推進課
297	426	2024年 10月25日	金入り設計書	開示	市長 沼隈建設産業課
298	427	2024年 10月28日	5 街区の倉庫の除去移転資料ほか	部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
	428			不存在	市長 都市計画課
299	429	2024年 10月28日	物件移転調査資料	不存在	市長 都市計画課
300 ※	430	2024年 10月28日	福山市内における美容所の一覧	取下げ	市長 生活衛生課
301 ※	431	2024年 10月29日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	432			開示	市長 環境施設課
	433			開示	市長 設備課
	434			開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
302 ※	435	2024年 10月29日	工事積算資料	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
303	436	2024年 10月29日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
304	437	2024年 10月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
305 ※	438	2024年 10月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
306	439	2024年 10月30日	金入り設計書	開示	市長 設備課
	440			開示	教育委員会 施設課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
307 ※	441	2024年 10月31日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
	442			開示	市長 港湾河川課
	443			開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
308 ※		2024年 10月31日	金入り設計書		
309 ※	444	2024年 10月31日	病院一覧	取下げ	市長 保健部総務課
310 ※	445	2024年 11月1日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
311 ※	446	2024年 11月2日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
	447			開示	市長 道路整備課
	448			開示	市長 沼隈建設産業課
	449			開示	市長 設備課
312	450	2024年 11月6日	令和7年度使用中学校教科用図書の採択に関する資料	開示	教育委員会 学びづくり課
	451			部分開示 (5号)	教育委員会 学びづくり課
313	452	2024年 11月6日	市営住宅駐車場の利用状況に関する文書	部分開示 (2号)	市長 住宅課
314	453	2024年 11月8日	水呑三新田土地区画整理事業に関する交渉記録	部分開示 (2号)	市長 都市計画課
	454			不存在	市長 都市計画課
315	455	2024年 11月8日	水呑三新田土地区画整理事業に関する交渉記録	部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
316	456	2024年 11月8日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
317	457	2024年 11月11日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
318 ※	458	2024年 11月11日	常石ともに学園に関する文書ほか	部分開示 (2号)	教育委員会 学校再編推進室
	459			不存在	教育委員会 学校再編推進室
319 ※	460	2024年 11月12日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	461			開示	市長 設備課
	462			開示	市長 環境施設課
320	463	2024年 11月13日	令和4年度小規模崩壊地復旧工事に関する文書	部分開示 (2号)	市長 農林整備課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
321 ※	464	2024年 11月13日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
322 ※	465	2024年 11月13日	団体に関する文書	部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 多様性社会推進課
323 ※	466	2024年 11月14日	福山市立大学の役員の出勤情報ほか	不開示 (2号)	地方独立行政法人 福山市立大学
	467			不存在	地方独立行政法人 福山市立大学
324	468	2024年 11月14日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
325		2024年 11月14日	金入り設計書		上下水道事業管理者 上下水道総務課
326 ※	469	2024年 11月14日	特定農業用ため池に係る起案	部分開示 (2号)	市長 農林整備課
	470			部分開示 (2号)	市長 神辺建設産業課
327	471	2024年 11月18日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
328 ※	472	2024年 11月18日	2024年度福山市総合防災訓練に係る起案	部分開示 (6号)	市長 危機管理防災課
	473			開示	市長 情報発信課
329	474	2024年 11月20日	金入り設計書	開示	市長 農林整備課
	475			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	476			開示	市長 神辺建設産業課
330	477	2024年 11月21日	自衛隊福山地区募集協会が福山市に提出した 申請書ほか	部分開示 (2, 3号)	市長 世界バラ会議推進室
	478			部分開示 (2号)	市長 文化振興課
	479			部分開示 (2号)	教育委員会 教育総務課
331 ※	480	2024年 11月22日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
	481			開示	教育委員会 施設課
	482			開示	市長 神辺建設産業課
	483			開示	市長 設備課
332	484	2024年 11月25日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
333	485	2024年 11月26日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
334	486	2024年 11月26日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	487			開示	市長 道路整備課
	488			開示	市長 沼隈建設産業課
	489			開示	市長 北部建設産業課
	490			開示	市長 神辺建設産業課
335	491	2024年 11月27日	福山市市営住宅の駐車場の利用状況に関する 文書	存否応答拒否	市長 住宅課
336	492	2024年 11月27日	福山市市営住宅の駐車場の利用状況に関する 文書	開示	市長 住宅課
337	493	2024年 11月27日	「福山市民の歌」に係る資料	開示	市長 秘書課
338	494	2024年 11月27日	「福山市民の歌」に係る資料	不存在	教育委員会 教育総務課
339	495	2024年 11月27日	福山市市営住宅に関する書類	開示	市長 住宅課
340 ※	496	2024年 11月28日	金入り設計書	開示	市長 経済総務課
	497			開示	市長 港湾河川課
	498			開示	市長 道路整備課
	499			開示	市長 神辺建設産業課
341 ※	500	2024年 11月28日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
342	501	2024年 11月28日	住居表示台帳の写しの交付	部分開示 (2号)	市長 市民課
343	502	2024年 11月28日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
344	503	2024年 11月29日	金入り設計書	開示	市長 沼隈建設産業課
345 ※	504	2024年 12月2日	公募型プロポーザルに関する書類	部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 多様性社会推進課
346	505	2024年 12月2日	航空写真	開示	市長 資産税課
347 ※	506	2024年 12月3日	金入り設計書	開示	市長 設備課
	507			開示	市長 環境施設課
348 ※	508	2024年 12月3日	大規模小売店舗届出書	開示	市長 産業振興課
349	509	2024年 12月4日	大規模小売店舗届出書	開示	市長 産業振興課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
350	510	2024年 12月5日	令和7年度使用中学校教科用図書の採択に係る調査研究委員会の委員名簿	開示	教育委員会 学びづくり課
351	511	2024年 12月9日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
352 ※	512	2024年 12月11日	令和6年度中に鳥獣被害対策事業の申請または決定のあった提出資料	部分開示 (2,3号)	市長 農林水産課
353	513	2024年 12月13日	令和7年度福山市立中学校教科用図書採択に係る調査員名簿	開示	教育委員会 学びづくり課
354	514	2024年 12月17日	新型コロナウイルス感染症に対して福山市がとった対策がわかる文書ほか	不存在	市長 保健予防課
355 ※	515	2024年 12月18日	福山市人権交流センター運営協議会に関する文書ほか	開示	市長 多様性社会推進課
	516			不開示 (2号)	市長 多様性社会推進課
	517			不存在	市長 多様性社会推進課
356	518	2024年 12月18日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
357	519	2024年 12月19日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
358	520	2024年 12月23日	福山市が作成した非木造家屋を評価する際に使用する評価資料	開示	市長 資産税課
359 ※	521	2024年 12月23日	金入り設計書	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
360 ※	522	2024年 12月23日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
361	523	2024年 12月24日	ボーリング調査に関する文書	部分開示 (2,3号)	市長 都市計画課
362	524	2024年 12月25日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
363	525	2024年 12月25日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
364	526	2025年 1月6日	住居表示新築届一覧及び台帳	部分開示 (2号)	市長 市民課
365 ※	527	2025年 1月6日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
	528			開示	市長 沼隈建設産業課
	529			開示	市長 道路整備課
	530			開示	市長 神辺建設産業課
	531			開示	市長 公園緑地課
	532			開示	市長 経済総務課
366 ※	533	2025年 1月6日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
367 ※	534	2025年 1月6日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
368 ※	535	2025年 1月6日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
	536			開示	市長 神辺建設産業課
	537			開示	市長 道路整備課
	538			開示	市長 公園緑地課
	539			開示	教育委員会 施設課
369 ※	540	2025年 1月6日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
370 ※	541	2025年 1月6日	金入り設計書	取下げ	教育委員会 施設課
371 ○	542	2025年 1月6日	福山市が作成した確定ファイル基準表のうち 固定資産税に関するものほか	不存在	市長 資産税課
372	543			開示	市長 資産税課
	544			拒否	市長 資産税課
	545			開示	市長 情報管理課
373	546	2025年 1月7日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
374 ※	547	2025年 1月7日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
375 ※		2025年 1月7日	金入り設計書		
376	548	2025年 1月8日	福山駅前広場協議会において配布した資料及 び議事録	開示	市長 福山駅周辺再生推進課
	549			不存在	
377	550	2025年 1月8日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
378 ※	551	2025年 1月9日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
379 ※	552	2025年 1月9日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
380	553	2025年 1月10日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
381 ※	554	2025年 1月10日	高度管理医療機器等に関する文書	取下げ	市長 保健部総務課
382 ※	555	2025年 1月14日	金入り設計書	開示	市長 設備課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
383	556	2025年 1月16日	金入り設計書	開示	市長 沼隈建設産業課
	557			開示	市長 農林整備課
	558			開示	市長 道路整備課
384	559	2025年 1月20日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
385	560	2025年 1月21日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
386	561	2025年 1月22日	地縁による団体の認可に関する資料	部分開示 (2号)	市長 まちづくり推進課
387 ※	562	2025年 1月22日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
388	563	2025年 1月22日	コロナ禍における感染対策費用の明細	開示	市長 企画政策課
	564			開示	市長 保健予防課
	565			開示	市長 福祉総務課
	566			開示	病院事業管理者 管理課
389 ※	567	2025年 1月22日	公募型プロポーザルに関する書類	部分開示 (3, 6号)	市長 情報発信課
390 ※	568	2025年 1月24日	行政指導に関する文書ほか	不存在	市長 保健部総務課
391 ※	569	2025年 1月27日	福山市営駐車場に関する文書	開示	市長 都市交通課
392	570	2025年 1月28日	新型コロナワクチンの予防接種健康被害救済 制度に関する文書	部分開示 (2号)	市長 保健予防課
393	571	2025年 1月28日	公募型プロポーザルに関する書類	不開示 (3, 6号)	市長 資産活用課
394	572	2025年 1月29日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
395	573	2025年 1月30日	水呑三新田地区土地区画整理事業認可までに 開催された促進協議会及び住民説明会の議事 録	開示	市長 都市計画課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
396 ※	574	2025年 1月30日	金入り設計書	開示	市長 保育施設課
	575			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	576			開示	市長 北部建設産業課
	577			開示	市長 松永建設産業課
	578			開示	市長 神辺建設産業課
	579			開示	市長 道路整備課
	580			開示	市長 公園緑地課
397 ※	581	2025年 1月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
398	582	2025年 1月31日	促進協議会及び住民説明会の議事録、配布資料ほか	開示	市長 都市計画課
	583		水呑三新田区画整理事業復建調査に関する文書	不存在	市長 都市計画課
	584			開示	市長 都市計画課
	585			部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
	586			部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
399	587	2025年 1月31日	ボーリング調査資料	部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
400	588	2025年 1月31日	工事整理簿	不存在	市長 都市計画課
401 ※	589	2025年 2月2日	放課後等デイサービス事業所の指定の手続方法が記載された文書	開示	市長 障がい福祉課
402	590	2025年 2月3日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
403	591	2025年 2月3日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
404	592	2025年 2月6日	建築確認申請書副本	取下げ	市長 スポーツ振興課
405	593	2025年 2月7日	水呑三新田土地区画整理事業計画道路施行マスタープランに関する文書	部分開示 (2号)	市長 都市計画課
406	594	2025年 2月7日	新型コロナワクチンの接種状況に関する文書	部分開示 (2号)	市長 保健予防課
407	595	2025年 2月10日	福山駅前広場協議会の議事録	不存在	市長 福山駅周辺再生推進課
408	596	2025年 2月10日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
409	597	2025年 2月10日	保護記録	取下げ	市長 生活福祉課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
410 ※	598	2025年 2月12日	障害者就労移行支援事業所の指定に係る一般 的な手続方法が記載された公文書一切	開示	市長 障がい福祉課
411 ※	599	2025年 2月14日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	600			開示	市長 神辺建設産業課
412	601	2025年 2月17日	水呑三新田地区土地区画整理事業に関する文 書ほか	部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 都市計画課
	602			不存在	市長 都市計画課
413 ※	603	2025年 2月18日	ホロコースト記念式典に関する文書	部分開示 (2号)	市長 多様性社会推進課
	604			不存在	市長 多様性社会推進課
	605			部分開示 (2号)	市長 世界バラ会議推進室
	606			不存在	市長 世界バラ会議推進室
414	607	2025年 2月18日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
415	608	2025年 2月20日	令和6年度使用福山市立小学校用教科用図書 の採択に係る調査員名簿	開示	教育委員会 学びづくり課
416 ※	609	2025年 2月20日	公募型プロポーザルに関する書類	部分開示 (2, 3, 6号)	市長 ネウボラ推進課
417	610	2025年 2月21日	水呑三新田上地区画整理事業調査資料	部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
418 ※	611	2025年 2月23日	福山市加茂町北山の最終処分場に関する文書	取下げ	市長 環境保全課
419	612	2025年 2月25日	住居番号設定整理簿、住居表示台帳	部分開示 (2号)	市長 市民課
420 ※	613	2025年 2月26日	旧長和保育所に係る寄附書ほか	部分開示 (2号)	市長 保育施設課
421 ※	614	2025年 2月26日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
422	615	2025年 2月26日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
423 ※	616	2025年 2月28日	金入り設計書	開示	市長 松永建設産業課
	617			開示	市長 神辺建設産業課
	618			開示	市長 道路整備課
	619			開示	市長 公園緑地課
424 ※	620	2025年 2月28日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
425 ※	621	2025年 3月4日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
426	622	2025年 3月5日	道路台帳ほか	開示	市長 道路整備課
	623			不存在	市長 道路整備課
427	624	2025年 3月5日	公募型プロポーザルに関する書類	部分開示 (6号)	市長 資産活用課
	625			不存在	市長 資産活用課
428 ※	626	2025年 3月6日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
429	627	2025年 3月10日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
430	628	2025年 3月10日	解体工事届出書	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
431	629	2025年 3月10日	促進協議会の要約書ほか	不存在	市長 都市計画課
432	630	2025年 3月10日	復建調査成果物	不存在	市長 都市計画課
433 ※	631	2025年 3月11日	ホロコースト記念館で行われた記念式典に 関する文書	部分開示 (2号)	市長 多様性社会推進課
	632			不存在	市長 多様性社会推進課
434 ※	633	2025年 3月11日	ネウボラセンター設置計画の概要や図面など の計画がわかる文書ほか	部分開示 (3, 5, 6号)	市長 ネウボラ推進課
435	634	2025年 3月11日	建物移転の工法及び計画、契約書、移転交渉 の全て	部分開示 (2号)	市長 都市計画課
436	635	2025年 3月12日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
437 ※	636	2025年 3月13日	住民監査請求に係る監査結果	不存在	監査委員 監査事務局
438	637	2025年 3月13日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
439	638	2025年 3月13日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
440	639	2025年 3月14日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	640			開示	市長 営繕課
	641			開示	市長 住宅課
	642			開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
441 ※	643	2025年 3月17日	福山市人権交流センター運営協議会所属の委 員に関する文書	不存在	市長 多様性社会推進課
	644			拒否	市長 多様性社会推進課
442 ※	645	2025年 3月24日	旅館業営業施設一覧	取下げ	市長 生活衛生課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理 由)	実施機関 事務担当課
443 ※	646	2025年 3月26日	金入り設計書	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
444 ※	647	2025年 3月28日	新型コロナウイルス感染症に関する調査書類	存否応答拒否	市長 保健予防課
445 ※	648	2025年 3月31日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
446 ※	649	2025年 3月31日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
	650			開示	市長 道路整備課
	651			開示	市長 公園緑地課
447 ※	652	2025年 3月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
448 ※	653	2025年 3月31日	金入り設計書	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
449	654	2025年 3月31日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
450	655	2025年 3月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

・請求等件数の※は電子申請、○は申出です。

・2024年度（令和6年度）の電子申請は233件、申出は1件です。

2 福山市情報公開審査会の運営状況

(1) 福山市情報公開審査会

審査会は、公文書の開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合に、実施機関の諮問に応じて審査するために設置されたものです。

行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、実施機関は明らかに不適法であることを理由として却下するとき又は審査請求の全部を認容するときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、裁決をしなければなりません。

2024年度（令和6年度）は、審査請求が4件ありましたが、4件は原処分妥当との答申を得て請求を棄却する決定をしました。

(2) 福山市情報公開審査会の開催状況

開催年月日	内容
2024年(令和6年)6月13日	・情報管理課に提出された審査請求の審議
2024年(令和6年)8月6日	・建設政策課に提出された審査請求の審議 ・情報管理課の答申案の審議
2024年(令和6年)9月24日	・学びづくり課に提出された審査請求の審議 ・建設政策課の答申案の審議
2024年(令和6年)10月31日	・スポーツ振興課及び情報管理課に提出された審査請求の審議 ・学びづくり課の答申案の審議
2024年(令和6年)12月13日	・スポーツ振興課及び情報管理課の答申案の審議
2025年(令和7年)2月27日	・多様性社会推進課に提出された審査請求及び答申案の審議

(3) 審査請求等の状況

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
1	申立 諮問 答申 決定	1995.6.5 1995.6.20 1995.12.19 1996.1.16	政策調整会議における審議経過等についての拒否決定	市長	一部を除き公開すべき(答申第1号)	一部変更	
2	申立 諮問 答申 決定	1996.7.23 1996.7.31 1997.3.25 1997.3.27	(仮称)多治米南土地区画整理事業B調査(前半)報告書についての一部承諾決定	市長	原処分妥当(答申第2号)	棄却	
3	申立 諮問 取下げ	1999.10.1 1999.10.5 1999.11.16	道路台帳平面図についての一部承諾決定	市長			是正措置を講じたため

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
4	申立 諮問 答申 決定	1999.11.26 1999.11.30 2000.5.8 2000.5.22	市長、助役、収入役、東京事務所長の交際費(相手方明記)についての一部承諾決定	市長	原処分妥当 (答申第3号)	棄却	
5	申立 諮問 答申 決定	1999.12.2 1999.12.8 2000.5.8 2000.5.22	市長、助役、収入役、東京事務所長の公務関係の交際費支出についての一部承諾決定	市長			
6	申立 諮問 取下げ	2000.3.1 2000.3.2 2000.6.28	福山道路・西環状線環境評価準備書に係る市長意見についての一部承諾決定	市長			2000.6.19 対象公文書の公開
7	申立 諮問 取下げ	2000.3.1 2000.3.2 2001.3.5	福山道路・西環状線環境評価準備書に関する県からの意見の概要と福山道路の見解書についての一部承諾決定	市長			2001.1.17 対象公文書の公開
8	申立 諮問 答申 決定	2001.4.24 2001.4.26 2001.9.6 2001.9.17	教職員の行政処分に関する公文書についての一部承諾決定	教育委員会	一部を除き 公開すべき (答申第4号)	一部変更	
9	申立 却下	2007.4.19 2007.5.25	建築計画概要書についての公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
10	申立 諮問 取下げ	2008.5.16 2008.6.5 2008.7.22	福山駅前広場整備に伴う福山城外堀遺構の取扱いに関する国との協議内容についての公文書部分開示決定	教育委員会			2008.7.22 対象公文書の開示
11	申立 諮問 答申 決定	2008.5.23 2008.6.10 2008.10.10 2008.10.20	芦田町ほ場整備事業に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第5号)	棄却	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
12	申立 取下げ	2008.5.23 2008.5.26	ほ場整備区域内 で施工された市 道の用地買収に 関する公文書部 分開示決定	市長			不要な情報 まで開示し たとの申立 て
13	申立 諮問 答申 決定	2009.6.3 2009.6.22 2009.10.2 2009.10.13	平成19年8月吉 日に提出された 「事前指導申請 について（依 頼）」の開示され た書類の未開示 部分に関する公 文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第6号)	棄却	
14	申立 諮問 答申 決定	2010.1.28 2010.2.23 2010.8.26 2010.9.21	輦に関する伝 建・重文等に関 わる文化庁及び 広島県と協議し た報告文書及び 資料に関する公 文書部分開示決 定	教育委員会	不開示部 分の一部 を除き妥 当 (答申第7号)	一部変 更	
15	申立 諮問 答申 決定	2010.5.24 2010.7.22 2011.4.15 2011.5.9	同道地区ほ場整 備工事の法的根 拠、このほ場整 備工事による (B/C)に関する 公文書不存在決 定	市長	公文書不存 在決定の 取り消し (答申第9号)	決定の 取り消 し	
16	申立 諮問 答申 決定	2010.8.30 2010.9.14 2011.2.24 2011.3.10	北部建設産業課 内の人事異動に 伴う事務引継書 に関する公文書 不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第8号)	棄却	
17	申立 決定	2012.5.10 2012.7.6	・広島県大学図 書館協議会総会 への出席（復命） に関する部分開 示決定 ・同協議会に福 山市立大学附属 図書館が加盟し た資料と同協議 会協議会より入 手した資料	市長		開示等	2012.7.6 開示決定等 の取消し及 び対象文書 の開示

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
18	申立 決定	2012.7.2 2012.12.25	平成17年6月定 例市議会で執行 後報告された 「市立〇〇中学 校における体 罰行為に対する 損害賠償」を不 開示とした決定	市長		開示等	2012.12.25 部分開示決 定を追加し て決定
19	申立 決定	2012.7.10 2012.11.12	台風の影響で福 山市東深津町地 内における崖崩 れが起きた箇所 を危険な区域と して、建設政策 課が保有する資 料を不開示とし た決定	市長		開示	2012.11.12 対象文書の 全部開示
20	申立 諮問 答申 決定	2012.7.10 2012.10.4 2013.1.16 2013.1.29	台風の影響で福 山市東深津町地 内における崖崩 れが起きた箇所 で、以前の土砂 災害を含めた資 料に関する公文 書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第10号)	棄却	
21	申立 決定	2012.7.25 2012.12.25	平成4年3月定 例市議会におい て執行後報告さ れた「遠足中の 児童の負傷事故 1件」を不開示 とした決定	市長		開示等	2012.12.25 部分開示決 定を追加し て決定
	申立 諮問 答申 決定	2012.7.25 2012.12.25 2013.4.24 2013.5.9	平成16年5月 臨時市議会にお いて、執行後報 告された交通事 故の記載等に関 する対象文書の 部分開示決定等	市長	原処分妥当 (答申第11号)	棄却	
22	申立 諮問 答申 決定	2013.4.24 2013.5.22 2014.3.27 2014.6.30	保健部総務課が 行った診療所立 入検査関係書に ついての部分開 示決定	市長	一部開示す べき (答申第12号)	一部変 更	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
23	申立 却下	2013. 5. 13 2013. 5. 27	〇〇さんと〇〇 さんの保育所入 所手続に関する 書面についての 公文書存否応答 拒否決定	市長		却下	
24	申立 決定	2013. 10. 29 2013. 12. 9	路上放置自転車 に関する公文書 についての公文 書不存在決定	市長		部分開 示	2013. 12. 9 不 存 在 決 定 を 取 消 し 対 象 文 書 の 部 分 開 示 決 定
25	申立 諮問 取下げ	2013. 12. 5 2014. 1. 31 2014. 3. 7	福山市内の小学 2年生と小学5年 生の少女誘拐事 件の資料の公文 書部分開示決定	教育委員会			
26	申立 諮問 答申 決定	2014. 1. 10 2014. 2. 7 2014. 8. 25 2014. 9. 26	生活保護費支給 に関する書類の 公文書不開示決 定	市長	原処分妥当 (答申第13号)	棄却	
27	申立 諮問 答申 決定	2014. 1. 16 2014. 2. 7 2014. 8. 25 2014. 9. 26	生活保護費支給 に関する書類の 公文書不開示決 定	市長	原処分妥当 (答申第14号)	棄却	
28	申立 取下げ	2014. 3. 6 2014. 3. 7	福山市ホームペ ージに関する公 文書不存在決定	市長			
29	申立 決定	2014. 8. 7 2014. 10. 1	財務関係書類に 関する公文書部 分開示決定	市長		原決定 の一部 変更	
30	申立 諮問 答申 決定	2014. 8. 11 2014. 9. 16 2015. 2. 20 2015. 4. 30	定期監査関係書 類に関する公文 書部分開示決定	教育委員会	一部開示 すべき (答申第15号)	原決定 の一部 変更	
31	申立 決定	2014. 8. 28 2014. 12. 24	出納員収納事務 に関する公文書 部分開示決定	市長		原決定 の一部 変更	
	申立 諮問 取下げ	2014. 8. 28 2014. 12. 24 2015. 1. 21	出納員収納事務 に関する公文書 不存在決定	市長			

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
32	申立 決定	2014. 9. 2 2014. 10. 28	出納員収納事務 に関する公文書 部分開示決定	市長		原決定 の一部 変更	
	申立 決定	2014. 9. 2 2014. 10. 28	出納員収納事務 に関する不存在 決定	市長		開示	
33	申立 取下げ	2014. 9. 3 2014. 9. 9	高額医療費申請 書に関する公文 書部分開示決定	市長			
34	申立 決定	2014. 9. 3	出納員収納事務 に関する部分開 示決定	市長		原決定 の一部 変更	
35	申立 決定	2014. 9. 12 2014. 10. 28	OCR 納付書、OCR 領収書、原符、 及び現金取扱領 収証書に関する 公文書部分開示 決定	市長		原決定 の一部 変更	
36	申立 決定	2014. 9. 30 2014. 10. 29	出納員収納事務 に関する公文書 部分開示決定	市長		原決定 の一部 変更	
37	申立 諮問 取下げ	2014. 10. 1 2015. 1. 6 2015. 1. 21	現金出納状況報 告書と OCR 納付 書と OCR 領収証 書に関する公文 書不存在決定	市長			
38	申立 諮問 答申 決定	2014. 11. 4 2014. 12. 4 2015. 9. 18 2015. 12. 2	福山市商業施設 の委託事業者を 選定するプロポ ーザルの提案書 に関する部分開 示決定	市長	一部開示 すべき (答申第 16 号)	原決定 の一部 変更	
39	申立 裁決	2014. 11. 19 2017. 9. 8	定期監査関係書 類に関する公文 書部分開示決定	市長		開示	
40	申立 決定	2014. 11. 21 2014. 12. 22	配水管布設工事 書類に関する公 文書部分開示決 定	上下水道 事業管理 者		原決定 の一部 変更	
41	申立 裁決	2014. 12. 2 2017. 9. 8	定期監査関係書 類に関する公文 書部分開示決定	市長		開示	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
42	申立 決定	2014.12.22 2015.1.8	定期監査関係書 類に関する公文 書部分開示決定	市長		原決定 の一部 変更	
43	申立 諮問 答申 裁決	2015.1.21 2018.3.13 2018.9.27 2018.10.12	出納員収納事務 に関する公文書 不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第22号)	棄却	
44	申立 諮問 答申 裁決	2015.2.20 2018.1.12 2018.5.24 2018.6.28	地籍図面に関す る公文書不存在 決定	市長	原処分妥当 (答申第20号)	棄却	
45	申立 諮問 答申 裁決	2015.3.24 2018.5.15 2019.1.24 2019.2.8	滞納整理簿の公 文書不開示決定	市長	原処分妥当 (答申第23号)	原決定 の一部 変更	
46	申立 取下げ	2015.6.9 2015.6.24	前渡金出納簿に 関する公文書不 存在決定	市長			
47	申立 取下げ	2015.6.10 2015.7.8	前渡金出納簿に 関する公文書不 存在決定	市長			
48	申立 諮問 答申 裁決	2015.7.1 2018.5.15 2019.1.24 2019.2.8	滞納整理簿に関 する公文書不開 示決定	市長	原処分妥当 (答申第23号)	原決定 の一部 変更	
49	申立 諮問 裁決	2015.8.11 2017.10.20 2017.11.14	財務関係簿冊に 関する公文書部 分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
50	申立 決定	2015.8.26 2015.9.27	法人名に関する 公文書部分開示 決定	市長		原決定 の一部 変更	
51	申立 諮問 答申 裁決	2015.9.8 2018.3.13 2018.9.27 2018.10.12	現金取扱領収書 に関する公文書 不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第22号)	棄却	
52	申立 取下げ	2015.9.14 2016.9.21	納付書に関する 公文書部分開示 決定	上下水道 事業管理 者			
53	申立 補正 裁決	2015.9.15 2017.10.4 2017.10.25	支払明細に関す る公文書部分開 示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
54	申立 決定	2015.9.29 2015.10.28	領収済通知書に 関する公文書部 分開示決定	市長		原決定 の一部 変更	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
55	申立 裁決	2015.12.11 2017.11.1	申請書に関する 公文書不存在決 定	市長		開示	
56	申立 取下げ	2016.5.2 2016.6.6	現金取扱員に関 する公文書部分 開示決定	市長			
57	申立 諮問 答申 裁決	2016.5.25 2018.3.13 2018.5.24 2018.6.21	生活保護手帳に 関する公文書不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第21号)	棄却	
58	請求 裁決	2016.7.7 2017.9.22	税・税外収入整 理表に関する公 文書不存在決定	市長		開示	
59	請求 補正 裁決	2016.7.21 2017.8.31 2017.9.27	工事書類に関す る公文書部分開 示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
60	請求 諮問 答申 裁決	2016.9.15 2017.10.19 2018.2.15 2018.6.8	法人名に関する 公文書部分開示 決定	上下水道 事業管理 者	原処分妥当 (答申第19号)	棄却	
61	請求 補正 裁決	2016.9.16 2017.12.5 2017.12.27	法人名、金額に 関する公文書部 分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
62	請求 諮問 答申 裁決	2016.9.21 2017.10.13 2017.11.20 2018.1.22	領収書に関する 公文書部分開示 決定	農業委員会	原処分妥当 (答申第17号)	棄却	
63	請求 裁決	2016.10.19 2017.12.27	業務委託実施設 計書に関する公 文書部分開示決 定	教育委員会		開示	
64	請求 諮問 答申 裁決	2017.1.13 2017.10.19 2018.2.15 2018.6.8	個人名、法人名 に関する公文書 部分開示決定	上下水道 事業管理 者	原処分妥当 (答申第19号)	棄却	
65	請求 補正 裁決	2017.1.27 2017.9.8 2017.10.11	個人名、法人情 報に関する公文 書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
66	請求 補正 裁決	2017.1.30 2017.9.8 2017.10.2	法人情報に関す る公文書部分開 示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
67	請求 補正 裁決	2017.3.2 2017.9.8 2017.10.2	設計書に関する 公文書部分開示 決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
68	請求 諮問 答申 裁決	2017.3.8 2017.10.17 2017.12.21 2018.1.23	起案作成時の第 1次判断に關する 公文書部分開 示決定	選挙管理 委員会	原処分妥当 (答申第18号)	棄却	
69	請求 補正 裁決	2017.4.21 2018.3.1 2018.3.20	起案作成時の第 1次判断に關する 公文書部分開 示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
70	請求 補正 裁決	2017.4.24 2017.12.22 2018.2.16	原本と写しの不 開示部分の相違	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
71	請求 補正 裁決	2017.5.11 2017.11.14 2017.11.29	再振込依頼書に 關する公文書不 存在決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
72	請求 補正 裁決	2017.5.12 2018.3.1 2018.3.20	個人名に關する 公文書部分開示 決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
73	請求 補正 裁決	2017.5.16 2017.12.5 2017.12.27	個人名、法人情 報に關する公文 書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
74	請求 補正 裁決	2017.5.18 2017.11.14 2017.12.6	法人名に關する 公文書部分開示 決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
75	請求 諮問 答申 裁決	2018.6.15 2018.8.17 2019.4.25 2019.6.6	医療事故報告に 關する公文書不 開示決定	病院事業 管理者	一部開示 すべき (答申第24号)	部分開 示	
76	請求 却下	2019.9.27 2019.10.30	消防組合に關する 公文書開示請 求拒否決定	市長		却下	審査請求の 期限を超過
77	請求 諮問 答申 裁決	2020.1.6 2020.2.18 2020.8.5 2020.8.19	地域防災計画に 關する公文書部 分開示決定	市長	開示すべき (答申第25号)	開示	
78	請求 決定 裁決	2020.2.17 2020.2.27 2020.6.11	話し合いの資料 に關する公文書 不存在決定	教育委員会		取消し て部分 開示 却下	補正にも取 下げにも応 じなかった ため
79	請求 補正 裁決	2020.2.17 2020.3.2 2020.6.11	アンケートに關 する公文書不開 示決定	教育委員会		却下	必要な補正 がなされな かったため
80	請求 補正 裁決	2020.3.2 2020.4.8 2020.7.10	話し合いの資料 に關する公文書 不存在決定を取 消して部分開示 決定	教育委員会		却下	必要な補正 がなされな かったため

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
81	請求 補正 諮問 答申 裁決	2020.12.14 2021.1.4 2021.3.25 2021.6.28 2021.7.14	不法占用に關する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第27号)	棄却	
82	請求 諮問 答申 裁決	2020.12.18 2021.3.4 2021.6.28 2021.7.14	公開質問状に対する回答の決裁に関する公文書不開示決定	教育委員会	取り消すべき (答申第26号)	取り消して不存在及び部分開示決定	
83	請求 裁決	2021.1.4 2021.1.14	公図に関する公文書部分開示決定	市長		認容して開示	「旧図」の開示
84	請求 裁決	2021.1.26 2021.3.2	「旧図」の開示を求める審査請求を認容して開示	市長		却下	裁決に対し審査請求できないため
85	請求 諮問 答申 裁決	2021.3.10 2021.4.2 2021.12.21 2022.2.14	パワハラ疑義事案の報告書に関する公文書部分開示決定	市長	取り消すべき (答申第28号)	取り消して部分開示決定	
86	請求 補正 諮問 答申 裁決	2021.4.2 2021.4.16 2021.7.14 2021.12.21 2022.1.7	農地転用及び和解の仲介の記録に関する公文書部分開示決定	農業委員会	原処分妥当 (答申第29号)	棄却	
87	請求 補正 裁決	2021.4.14 2021.4.30 2021.5.21	運営状況報告書に関する公文書不開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
88	請求 諮問 答申 裁決	2021.6.22 2021.7.14 2021.12.21 2022.1.14	農地法第18条第6項の規定による通知書に関する公文書部分開示決定	農業委員会	原処分妥当 (答申第30号)	棄却	
89	請求 諮問 諮問の 取下げ 裁決	2021.9.13 2021.11.15 2021.12.6 2021.12.6	判決書に関する部分開示決定	固定資産 評価審査 委員会		認容して部分開示決定	

	年 月 日		案件名	実施機関	答 申 内 容	決 定 裁 決 内 容	備 考
90	請求 裁決	2022. 9. 16 2022. 10. 14	空室改修工事一式に関する公文書部分開示決定	市長		認容して開示	
91	請求 諮問 答申 裁決	2022. 9. 21 2022. 12. 1 2023. 3. 8 2023. 3. 27	寄附金の受納等に関する公文書開示決定及び公文書部分開示決定	市長	原処分妥当 (答申第 31 号)	棄却	
	請求 諮問 答申 裁決	2022. 9. 21 2022. 12. 1 2023. 3. 8 2023. 3. 27	寄附金の受納等に関する公文書部分開示決定	教育委員会	原処分妥当 (答申第 32 号)	棄却	
92	請求 諮問 答申 裁決	2023. 4. 5 2023. 5. 23 2023. 8. 7 2023. 8. 28	業務実施報告に関する公文書部分開示決定	市長	原処分妥当 (答申第 33 号)	棄却	
93	請求 諮問 答申 裁決	2023. 5. 8 2023. 7. 6 2023. 9. 29 2023. 10. 10	相談対応への意見に係る記録書類に関する公文書存否応答拒否決定	市長	原処分妥当 (答申第 34 号)	棄却	
94	請求 諮問 答申 裁決	2023. 6. 2 2023. 7. 13 2023. 9. 29 2023. 10. 27	地番図(地籍図)及び路線価図に関する公文書不存在等決定	市長	原処分妥当 (答申第 35 号)	棄却	
95	請求 諮問 答申 裁決	2023. 6. 13 2023. 8. 24 2023. 11. 2 2023. 11. 16	団体の公教育への関与に関する公文書不存在決定	教育委員会	原処分妥当 (答申第 36 号)	棄却	
96	請求 諮問 答申 裁決	2023. 6. 29 2023. 8. 25 2023. 12. 22 2024. 1. 11	職員の懲戒処分等に関する公文書不開示決定	教育委員会	原処分妥当 (答申第 37 号)	棄却	
97	請求 諮問 答申 裁決	2023. 6. 29 2023. 8. 25 2023. 12. 22 2024. 1. 11	職員の懲戒処分等に関する公文書部分開示決定	教育委員会	原処分妥当 (答申第 38 号)	棄却	
98	請求 諮問 答申 裁決	2023. 10. 26 2023. 12. 20 2024. 3. 25 2024. 4. 23	事業報告書の確認に関する公文書不存在決定	市長	取り消すべき (答申第 39 号)	取り消して部分開示及び不存在決定	
99	請求 諮問 答申 裁決	2023. 11. 15 2024. 1. 9 2024. 3. 25 2024. 4. 23	審議会委員に関する公文書部分開示決定	市長	取り消すべき (答申第 40 号)	取り消して部分開示決定	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
100	請求 諮問 答申 裁決	2024. 3. 25 2024. 5. 22 2024. 8. 6 2024. 8. 19	法人の提出書類 に関する公文書 存否応答拒否決 定	市長	原処分妥当 (答申第41号)	棄却	
101	請求 諮問 答申 裁決	2024. 5. 23 2024. 6. 27 2024. 9. 24 2024. 10. 10	個人の債務記録 及び議員の記録 に関する存否応 答拒否決定	市長	原処分妥当 (答申第42号)	棄却	
102	請求 諮問 答申 裁決	2024. 6. 11 2024. 8. 20 2024. 10. 31 2024. 11. 21	新聞に関する公 文書不存在決定	教育委員会	原処分妥当 (答申第43号)	棄却	
103	請求 諮問 答申 裁決	2024. 6. 20 2024. 9. 27 2024. 12. 13 2025. 1. 15	スケートボード に関する公文書 不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第44号)	棄却	
104	請求 諮問 答申 裁決	2024. 9. 3 2025. 1. 17 2025. 2. 27 2025. 3. 12	団体に関する公 文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第45号)	棄却	

(4) 福山市情報公開審査会委員

2025年（令和7年）3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長	はぎ た けい すけ 萩 田 啓 祐	弁護士
副 会 長	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	こ ぼやし ひろ こ 小 林 広 子	税理士
	まつ おか りょう 松 岡 諒	弁護士
	やま さき よし あき 山 崎 義 明	弁護士

任期：2023年（令和5年）7月1日～2025年（令和7年）6月30日

(5) 福山市情報公開審査会答申

答 申 第 4 1 号
2024年（令和6年）8月6日

福山市長 枝広 直幹 様
（ 情 報 管 理 課 ）

福山市情報公開審査会
会長 萩 田 啓 祐

公文書存否応答拒否決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第21条第4項に基づく、2024年（令和6年）5月22日付け福情管第146号での諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書について、存否応答拒否とした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 2024年(令和6年)2月23日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、
 （以下「本件法人」という。）が福山市に対して提出した（以下「A」という。）に関係する文書一切を内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 2024年(令和6年)3月5日

実施機関は、本件処分を行い、公文書存否応答拒否通知書を送付した。

(3) 2024年(令和6年)3月25日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求をした。

(4) 2024年(令和6年)5月7日

実施機関は、弁明書を送付した。

(5) 2024年(令和6年)5月22日

審査請求人から反論書の提出が期日までになかったため、実施機関は、諮問書を送付した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求からの本件審査請求及び審査会からの照会に対する回答の要旨は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関は本件処分を取り消し、開示決定処分をするとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

実施機関は、本件処分の理由を、本件開示請求の内容には、特定の法人及び特定の個人を識別することができる情報が含まれており、公文書の存否を明らかにするだけで、特定の法人が特定の個人に関する文書を提出したか否かが明らかになる。そのことは、条例第6条第1項第2号の個人に関する情報であって特

定の個人を識別できるもの及び同項第3号の公にすることにより、当該法人の競争上の利益若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものを開示することとなる。したがって、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条第1項第2号及び同項第3号の不開示情報を開示することとなるため、当該公文書の存否を明らかにすることができないとしている。

しかしながら、本件処分は、公文書存否応答拒否通知書において、開示できない理由として、条例の根拠規定を述べているのみであり、拒否する際に、福山市行政手続条例（平成9年条例第1号）第8条に規定する理由の提示がなされていない。そのため、本件処分は違法であり、取り消されるべきである。また、今回の本件理由を提示された側としては、本件理由の記載内容が理解できない。

実施機関は、Aに関する文書を「存否応答拒否としているが、本来は存在してはならない文書であるため、この処分をすることでAに関する文書が存在していることを自白していることとなるため、不当である。」なお、Aはインフルエンサーであり、公人であるから、Aに関する情報は個人情報には当たらない。

また、本件開示請求に係る公文書を「開示することにより、法人にどのような不利益があるかがわからない。何かやましいことがあるのではないかと考えられる。」

（3）審査会からの意見照会に対する回答

審査会からの条例第23条第5項の規定に基づく、本件審査請求に係る意見照会及びそれに対する回答は、次のとおりである。

質問 本件審査請求におけるAとは、実在する特定の個人のことを指していますか。また、当該対象者に係る属性が分かる資料等があれば、併せてお示しください。

回答 期限までの意見書の提出はなかった。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書、審査会における口頭での質疑応答及び審査会からの意見照会に対する回答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

（1）本件処分の理由について

本件開示請求の内容は、本件法人が福山市に対して提出したAに関係する文書一切であり、実施機関は、本件処分を行った。

本件開示請求の内容は、本件法人が福山市に対して、Aに関係する文書を提出したことを前提としている。したがって、実施機関が開示、不開示等の決定を行うことにより、本件法人がAに関係する文書を福山市に対して提出したか否かが判明することとなる。また、Aが自身に関する文書を、本件法人から福山市に対して提出されたか否かが判明することになる。

以上のことから、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけ

で、条例第6条第1項第2号又は第3号の不開示情報を開示することとなるため、当該公文書の存否を明らかにすることができない(条例第6条第2項該当)という決定を行うことが妥当である。

(2) 本件審査請求の理由について

ア 審査請求人は、審査請求の理由において、「公文書存否応答拒否通知書において、開示できない理由として、条例の根拠規定を述べているのみであり、拒否する際に、福山市行政手続条例第8条に規定する理由の提示がなされていない」ことから、福山市行政手続条例第8条に違反しており、本件処分の取消しを主張している。

しかしながら、実施機関としては、審査請求人が本件開示請求において個人又は法人を特定した上で、その関係する文書の開示を求めていることから、4(1)の判断に至ったのであり、公文書存否応答拒否通知書の「存否を明らかにできない理由」欄において、理由の提示も行っている。

したがって、審査請求人のいう福山市行政手続条例第8条第1項に違反しておらず、本件処分を取り消すべき理由も存在しない。

イ 審査請求人は、Aに関する文書を「存否応答拒否としているが、本来は存在してはならない文書であるため、この処分をすることでAに関する文書が存在していることを自白していることとなるため、不当である」と主張している。

この点、存否応答拒否とは公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することであり、なぜ存否応答拒否処分をしたら文書が存在していることになり、不当と判断されるのか、論拠が不明である。

ウ 審査請求人は、Aがインフルエンサーで、公人であり、Aに関する情報は個人情報に当たらないと主張しているが、当該主張が条例のどの条項を適用し、どういった事実を当てはめているのか不明である。

エ 審査請求人は、条例第6条第1項第3号に該当することについて、「法人にどのような不利益があるかがわからない。何かやましいことがあるのではないかと考えられる」と主張している。

この点についても、例えば本件法人がAに関する文書を福山市に対して提出したということが公の場でなされたといったような事実が存在しない中で、「当該事実を公にしても団体の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれることがない。」と判断することは到底できないため、こういった名指しでの開示請求に対しては、実施機関としては存否応答拒否決定を行わざるを得ないものである。

以上のことから、本件処分において違法又は不当な点は存在しないというべきであって、実施機関の決定は、妥当である。

(3) 審査会における口頭での質疑応答及び審査会からの意見照会に対する回答

審査会における口頭での質疑応答及び審査会からの条例第23条第5項の規定に基づく、本件審査請求に係る意見照会及びそれに対する回答は、次のとおりである。

質問 文書の存否が明らかになることで、法人のどのような競争上の利益又

は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められると主張されているのか、より具体的・積極的な理由をお示してください。

回答 実施機関は、審査請求人がどのような意図でこのような請求をしたのかは不明であるが、本件法人とAという、いずれも私人である者の間の関係性についての文書一切ということであり、当該関係性について限定をしていない。(例えば、Aが本件法人の事業運営に対して批判活動を行っているといった) いわば公にすべきいわれもない私的な関係性を含め、あらゆる関係性について実施機関が文書を有しているのであれば、それを求める内容となっている。

この本件法人がAに関して福山市に文書を提出したという情報は、これをAという個人の側面からみると、条例第6条第1項第2号に規定する個人情報に当たり、別途実施機関が主張しているところである。

そして、これを本件法人の側面からみたときに、同項第3号の適用の可否(法人の権利利益を害するといえるか)についてであるが、あくまで法人の私的な関係性を示すものについては、同法人の意図によらずして公にされるべきではなく、同号に規定する公にすることにより法人の権利利益を害する情報であるといわざるを得ない。

このことは、福山市と同様の規定についての適用が問題となった他市の答申例(新潟県の2007年(平成19年)答申第27号及び神戸市の同年答申第115号)において、いわば「法人のプライバシー」ともいえる考え方をもって同号に規定する権利利益の侵害を認めた例からも導かれる結論であると思慮するものである。

5 審査会の判断

審査請求人及び実施機関の双方が、Aを実在する特定の個人として議論を進めていることから、審査会としてもAを実在する特定の個人として、以下判断を行う。

本件開示請求の内容は、本件法人がAに関係する文書を福山市に対して提出したことを前提にしており、実施機関が開示等の決定を行うことにより、このような関係性があつたか否かが判明することとなる。

このことは、本件法人がAに関係する文書を福山市に対して提出したか否かという情報が判明するということであり、条例第6条第1項第2号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

したがって、本件開示請求については、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条第1項第2号の不開示情報を開示することとなるため、同条第2項の規定により本件処分を行うことが妥当である。

なお、実施機関は、条例第6条第1項第3号についても主張を行っているが、本件については、上記の同項第2号の不開示情報を開示することとなるため存否を明らかにしないで拒むことが妥当であるという結論に変わりはないことから、この点について検討するまでもない。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2024年（令和6年）5月22日	諮問書の受理
2024年（令和6年）6月13日	第1回審査会（実施機関の意見陳述及び質疑）
2024年（令和6年）8月 6日	第2回審査会（答申の検討等）

7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

答 申 第 4 2 号
2 0 2 4 年（令和6年）9月24日

福山市長 枝広 直幹 様
（ 建 設 政 策 課 ）

福山市情報公開審査会
会長 萩 田 啓 祐

公文書存否応答拒否決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第21条第4項に基づく、2024年（令和6年）6月27日付け福建政第194号での諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書について、存否応答拒否とした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求の経過

（１）２０２４年（令和６年）５月８日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（平成１４年条例第２号。以下「条例」という。）第１０条の規定に基づき、「違法な随意契約で得た公金を、福山市に返還を命じる判決がなされた[REDACTED]の当該債務の記録一切およびこれに関連する[REDACTED]議員に関する記録一切[REDACTED]」を内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（２）２０２４年（令和６年）５月２１日

実施機関は、[REDACTED]（以下「Ａ」という。）に関する部分について公文書部分開示決定（以下「部分開示決定処分」という。）を行い、[REDACTED]（以下「Ｂ」という。）に関する部分について本件処分を行い、公文書存否応答拒否通知書を送付した。

（３）２０２４年（令和６年）５月２３日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求をした。

（４）２０２４年（令和６年）６月１０日

実施機関は、弁明書を送付した。

（５）２０２４年（令和６年）６月２７日

審査請求人から反論書の提出が期日までになかったため、実施機関は、諮問書を送付した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人からの本件審査請求の要旨は、次のとおりである。

（１）審査請求の趣旨

実施機関は本件処分を取り消し、開示決定処分をするとの裁決を求める。

（２）審査請求の理由

ア 実施機関は、条例第６条第１項第２号に該当するとして、当該公文書の存否を明らかにすることができないとしている。

しかしながら、これは根拠規定を述べただけに過ぎず、一般論で処分していて、個別具体的な理由の提示はなされておらず、審査請求人は一体いかなる理由で本件処分がなされたのか認知できない。

また、Bは[]議員であり、公人であるため、その事実をどのように考慮したのかも不明である。よって、福山市行政手続条例（平成9年条例第1号）第8条に違反している。

イ Bの情報は、[]したと一部開示されている。部分開示決定処分の際に開示された公文書（以下「部分開示文書」という。）において、「[]」と記載されているが、仮にBの[]されたというのであれば、[]をしたことの証拠となる書類が添付されていなければならないが、そのような証拠はなく、Bが[]をしたのは事実に反する可能性もある。

よって、Bが[]をしたと言うのであれば、それらに関する書類を全て開示すべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書、審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

（1）本件処分の理由について

実施機関は、本件開示請求を受けて、このうちAの債務に関連するBに関する記録一切について、本件処分を行った。

実施機関は、本件処分を行うに当たり、次のような検討を行った。

本件開示請求の内容は、Bという特定の個人の債務に関する記録一切とされている。特定の個人の債務に関する情報は、条例第6条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。実施機関が本件開示請求に係る公文書の開示、不開示等の決定をすることで、Bの債務の有無、つまりBの債務に関する情報が明らかとなる。

以上のことから、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条第1項第2号の不開示情報を開示することとなるため、当該公文書の存否を明らかにすることができない（同条第2項該当）という決定を行うことが妥当である。

（2）本件審査請求の理由とそれに対する弁明について

ア 審査請求人は、本件審査請求の理由において、本件処分は、条例第6条第1項第2号に「該当するとして、当該公文書の存否を明らかにすることができない」としている。しかしながら、これは根拠規定を述べただけに過ぎず、一般論で処分していて、個別具体的な理由の提示はなされておらず、審査請求人は一体いかなる理由で本件処分がなされたのか認知できない」ことから、本件処分は、福山市行政手続条例第8条に違反しているものとして、本件処分の取消し

を主張している。

しかしながら、実施機関としては、審査請求人が本件開示請求において個人を特定した上で、その関係する文書の開示を求めていることから、上記（１）の判断に至ったのであり、公文書存否応答拒否通知書の「存否を明らかにできない理由」欄において、理由の提示も行っている。

したがって、審査請求人のいう福山市行政手続条例第８条第１項に違反しておらず、本件処分を取り消すべき理由も存在しない。

イ 審査請求人は、Ｂは、「[REDACTED] 議員であり、公人である」こと、「[REDACTED] 議員である事実はどうのように考慮されているのかも不明である」ことを主張している。

この点について、公務員等の職務の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報については、条例第６条第１項第２号ただし書エの規定により不開示情報から除くとされているが、本件開示請求の内容である個人の債務に関する情報は、公務員等の職務遂行とは関係ない一個人の情報であり、同号ただし書エの規定には該当しないため、同号本文の規定が適用されることとなる。

ウ 審査請求人は、Ｂの情報は「[REDACTED] したと一部開示されている」、Ｂが「[REDACTED] をしたと言うのであれば、それらに関する書類を全て開示すべきである」と主張している。

この点について、審査請求人の主張としては、部分開示文書は、Ｂの [REDACTED] に関する情報を一部開示しているとのことであるが、これはＡの債務に関する記録一切であり、Ｂの情報について示しているものではない。Ｂに関する債務の情報については、４（１）に記載のとおり、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第６条第１項第２号の不開示情報を開示することとなるため、本件処分を行っている。

また、併せてＢの情報は個人情報ではなく、公人情報として扱うべきであると主張しているが、４（２）イに記載のとおり、個人の債務に関する情報は、公務員等の職務の遂行に係る情報ではないため、条例第６条第１項第２号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

以上のことから、本件処分において違法又は不当な点は存在しないというべきであって、実施機関の決定は、妥当である

（３）審査会における口頭での質疑応答

審査会における口頭での質疑応答は、次のとおりである。

ア 部分開示文書は、審査請求人が提出した甲第１号証のことである。

イ Ａの名前については、公の情報ということで、事件、名前等は開示情報とした。

5 審査会の判断

本件開示請求については、当該開示請求に公文書が存在しているか否かを答えるだけで、Bの債務の有無という条例第6条第1項第2号の不開示情報を開示することとなるため、同条第2項の規定により本件処分を行うことが妥当である。

なお、審査請求人は、Bが[]議員であり、公人であると主張している。この点について、公務員等の職務の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報については、条例第6条第1項第2号ただし書エの規定により不開示情報から除くとされているが、本件開示請求の内容である個人の債務に関する情報は、公務員等の職務遂行とは関係ない一個人の情報であり、同号ただし書エの規定には該当しない。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2024年（令和6年）6月27日	諮問書の受理
2024年（令和6年）8月 6日	第1回審査会（実施機関の意見陳述及び質疑）
2024年（令和6年）9月24日	第2回審査会（答申の検討等）

7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

答 申 第 4 3 号
2024年（令和6年）10月31日

福山市教育委員会
教育長 小林 巧平 様
（ 学 び づ く り 課 ）

福山市情報公開審査会
会長 萩 田 啓 祐

公文書不存在等決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第21条第4項に基づく、2024年（令和6年）8月20日付け福教学び第204号での諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書について、公文書不存在等とした福山市教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求の経過

（１）２０２４年（令和６年）５月２９日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（平成１４年条例第２号）第１０条の規定に基づき、

- 「１ 令和６年度において、福山市教育委員会が 新聞 を税金で購入する目的がわかるもの
２ 令和６年度において、福山市教育委員会が 新聞を何に使用したかがわかるもの」

を内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（２）２０２４年（令和６年）６月６日

実施機関は、本件処分を行い、公文書不存在等通知書を送付した。

（３）２０２４年（令和６年）６月１１日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求をした。

（４）２０２４年（令和６年）７月１０日

実施機関は、弁明書を送付した。

（５）２０２４年（令和６年）７月１６日

審査請求人は、弁明書に対する反論書を提出した。

（６）２０２４年（令和６年）８月２０日

実施機関は、福山市情報公開審査会（以下「審査会」という。）へ諮問書を送付した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人からの本件審査請求の要旨は、次のとおりである。

（１）審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、存在しないとされた公文書の開示を求める。

（２）審査請求の理由

実施機関が 新聞を購読するための起案用紙を見たが、購読する目的が記

載されていなかった。そのため、本件開示請求を行ったが、「作成し、又は取得していないため」という理由で本件処分がなされた。また、理由の括弧書きには、「なお、当該新聞については、職員の参考資料とするため、職場内で回覧している。」とあった。

しかしながら、審査請求人が福山市教育委員会事務局学校教育部学事課長（以下「学事課長」という。）と面談した際に、 新聞を見たことはないと言言があった。

そもそも、 新聞を税金で購入しなければならない理由が目に見える形で存在しなければならない。よって、実施機関は資料を開示すべきである。

その他、理由の括弧書きにあった職員の範囲を明らかにするほか、いくつか釈明を求める。

（３）反論書の主張の要旨

「 新聞の内容は、政治的偏向がひどく、税金で購入すべき新聞とは思えず、また、「教育委員会は、教育の政治的中立を守るための組織」であり、「その組織が特定政治活動をしている団体の機関紙を税金で購入すること自体、不当な公金支出である。」

４ 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書、審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

（１）本件処分の理由について

実施機関は、本件開示請求を受けて、次のような検討を行い、本件処分を行った。

本件処分は、本件開示請求の内容が２０２４年度（令和６年度）において「 新聞 」を税金で購入する目的」及び「 新聞を何に使用したかがわかるもの」となっているところ、実施機関の公文書上、本件開示請求の内容を満たす公文書を作成し、又は取得していないためである。

なお、本件処分時に「当該新聞については、職員の参考資料とするため、職場内で回覧している。」という記載をし、理由を補足している。

（２）本件審査請求の理由とそれに対する弁明について

ア 審査請求人は、実施機関は 新聞を税金で購入する目的が分かる資料を開示すべきであると主張するが、一般的に、実施機関の職員は、様々な文献等から知識を得ることで、よりよい行政運営を指向するものであるが、本件新聞についてもその一環として購入しているものである。本件新聞の購読の際の手続に係る文書は、２０２４年（令和６年）５月２２日付け福教学び第１２８号「公文書部分開示決定通知書」で審査請求人に対して別途開示した支出負担行為書が全てであり、当該文書以外の文書は作成していない。

イ 審査請求人は、学事課長は 新聞を見たことはない旨の記載をしている

が、新聞を購読している課は福山市教育委員会事務局学校教育部学びづくり課（以下「学びづくり課」という。）であり、当該新聞については、学びづくり課内の職員の参考資料としており、職場内で回覧している。しかしながら、それを明記している公文書は存在しない。

また、審査請求人の主張の中で、なぜ学事課長がうそを言っていることになるのか、又は公文書不存在等通知書の記載が虚偽になるのか、審査請求人の主張の意図について理解が及ばない。

ウ その他審査請求人は、審査請求書において行政の政治的中立等について述べているが、いずれも本件処分の適否に関わる主張立証ではない。

（３）審査会における口頭での質疑応答

審査会における口頭での質疑応答は、次のとおりである。

ア 新聞は、月に回発行している。

イ 新聞は 円、新聞は 円である。

ウ 新聞は、実施機関が昔から購読しているものであり、２０２４年度（令和６年度）から新たに購読を始めたものではない。

エ 学びづくり課がどの新聞を購読するかを決める決裁権限は、学びづくり課長にある。

オ 新聞の新規購読の際の決裁権限も、学びづくり課長にあり、購読理由を記載した文書は作成しない。

５ 審査会の判断

本件開示請求に係る対象公文書の存否について検討したところ、資料等を購入する際には支出負担行為書（２０２４年（令和６年）５月２２日付け福教学び第１２８号「公文書部分開示決定通知書」で審査請求人に対して別途開示した文書）しか作成しておらず、その他に購入に至った理由を記載した文書を作成していないという実施機関の説明には、特段不合理な点はないものと考えられる。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2024年(令和6年) 8月20日	諮問書の受理
2024年(令和6年) 9月24日	第1回審査会(実施機関の意見陳述及び質疑)
2024年(令和6年)10月31日	第2回審査会(答申の検討等)

7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

答 申 第 4 4 号
2024年（令和6年）12月13日

福山市長 枝広 直幹 様
（スポーツ振興課）
（情報管理課）

福山市情報公開審査会
会長 萩 田 啓 祐

公文書不存在等決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第21条第4項に基づく、2024年（令和6年）9月27日付け福ス第184号での諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書について、公文書不存在とした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求の経過

（１）２０２４年（令和６年）６月２日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（平成１４年条例第２号）第１０条の規定に基づき、

「１ 令和５年度中に、福山市がスケートボードのマナー向上のために取り組んだ対策を示す文書一切

２ 令和５年度中に、福山市が把握しているスケートボードの販売店のリスト一切

３ 令和５年度において、スケートボードの振興のために福山市に陳情ないし要望等をした団体の資料一切」

を内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（２）２０２４年（令和６年）６月１７日

実施機関は、上記２及び３について公文書不存在の処分をし、公文書不存在等通知書を送付した。なお、上記１については、スポーツ振興課から開示決定通知書を、公園緑地課から部分開示決定通知書を送付した。

（３）２０２４年（令和６年）６月２０日

審査請求人は、上記２に対する本件処分を不服とする審査請求をした。

（４）２０２４年（令和６年）８月９日

実施機関は、弁明書を送付した。

（５）２０２４年（令和６年）９月２７日

審査請求人から反論書の提出が期日までになかったため、実施機関は、福山市情報公開審査会（以下「審査会」という。）へ諮問書を送付した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求からの本件審査請求及び審査会からの照会に対する回答の要旨は、次のとおりである。

（１）審査請求の趣旨

実施機関は本件処分を取り消し、不存在とした公文書を開示するとの裁決を

きることから、あえてスケートボードの販売店のリストを公文書として作成する必要性はなく、実際に作成していないものである。

以上のことから、本件審査請求に該当する公文書は保有していないものであり、本件処分において違法又は不当な点は存在しないというべきであって、実施機関の決定は、妥当である。

(3) 審査会における口頭での質疑応答

審査会における口頭での質疑応答は、次のとおりである。

ア 本件記事に載っている事業は、公園緑地課の事業である。

イ インターネットで検索をした際に出てきたスケートボードショップ2店舗の者と話をした。普段から関わりのある者ではなく、連絡先リストの作成はしていない。

ウ スポーツ振興課のほか、公園緑地課、土木管理課、資産活用課等の課でも連絡先リストの確認はできなかった。

エ 団体を設立する、継続的に協議をする場合は、連絡先リストを作る場合もあるが、今回の場合はそこまで至っていない。

5 審査会の判断

本件開示請求に係る対象公文書の存否について実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答を踏まえて検討したところ、審査請求人がいうスケートボードの販売店のリスト一切を保有していないという実施機関の主張には、特段不合理な点はないものと考えられる。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2024年（令和6年）9月27日	諮問書の受理
2024年（令和6年）10月31日	第1回審査会（実施機関の意見陳述及び質疑）
2024年（令和6年）12月13日	第2回審査会（答申の検討等）

7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

答 申 第 4 5 号
2025年（令和7年）2月27日

福山市長 枝広 直幹 様
（多様性社会推進課）

福山市情報公開審査会
会長 萩 田 啓 祐

公文書不存在等決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第21条第4項に基づく、2025年（令和7年）1月15日付け福多第600号での諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書について、公文書不存在とした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求の経過

（１）２０２４年（令和６年）８月１４日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（平成１４年条例第２号）第１０条の規定に基づき、[]要綱（以下「市要綱」という。）「第１条に規定された「[]団体」について、当該団体が、本当に[]で結集されていることを証明する書類およびこれに関連する書類一切（公金が補助金として交付されているため、当該団体に[]が存在してはならない。）」を内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（２）２０２４年（令和６年）８月２９日

実施機関は、本件処分をし、公文書不存在等通知書を送付した。

（３）２０２４年（令和６年）９月３日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求をした。

（４）２０２４年（令和６年）１２月２４日

実施機関は、弁明書を送付した。

（５）２０２５年（令和７年）１月１７日

審査請求人から反論書の提出が期日までになかったため、実施機関は、福山市情報公開審査会（以下「審査会」という。）へ諮問書を送付した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求からの本件審査請求及び審査会からの照会に対する回答の要旨は、次のとおりである。

（１）審査請求の趣旨

実施機関は本件処分を取り消し、不存在とした公文書を開示するとの裁決を求める。

（２）審査請求の理由

実施機関は、[]綱領（以下「綱領」という。）のみを理由に、市要綱第１条の[]団体は、[]協議会（以下「協議会」とい

う。)しか存在しないものと認識していると主張している。

しかしながら、綱領のみを理由に、協議会が[]で構成されているという主張は、根拠がない。

そもそも、市要綱は、最初から協議会に利益供与をするものであり、実施機関と協議会が癒着していることは明らかである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件処分の内容について

本件処分は、本件開示請求に対し、不存在の決定を行ったものである。その理由としては、本件開示請求に係る公文書を作成し、又は取得していないためである。

(2) 本件処分を行った理由について

実施機関は、審査請求人に対し、本件処分の理由を補足して、綱領から、[]団体であることが明らかである。福山市においては、[]団体は協議会しか存在しないものと認識しているためと説明した。

これに対し、審査請求人からは「綱領のみを理由に、協議会が[]で構成されているという主張は、何ら根拠がない妄想である。」「綱領のみでもって[]だと認識する処分庁の主張は失当である。」との主張がなされている。

そこで、この点に関し、さらに補足すると、[]が掲げる綱領には、「[]は、[]団体である」と書かれている。また、「[]とは、[]の総称である。」とも書かれている。

協議会は、[]下部組織であり、したがって、協議会も同様に、[]団体であると認識している。

以上から、綱領自体が根拠となりうる。

また、本市は[]

長らく総合的・計画的に推進してきたところ、この事業に際しては、協議会が本市の[]団体として本市と連携をして

きた歴史的経緯がある。加えて、

従前の事業を継続してきたが、ここにおいても、協議会は、本市の
団体として本市と連携を図ってきた。

このような歴史的経緯、またこの長期間他の活動実態を有する団体の存在が
確認されなかったことから、市内の
団体は、協議会しか存在しないものと本市は認識している。

ゆえに、協議会がで結集されていることを証明する書類の取得
はしなかったものである。

以上のことから、本件審査請求に該当する公文書は保有していないものであ
り、本件処分において違法又は不当な点は存在しないというべきであって、実
施機関の決定は、妥当である。

(3) 審査会における口頭での質疑応答結果の要旨

審査会における口頭での質疑応答結果の要旨は、次のとおりである。

ア 協議会がの下部組織であることは、
規約を入手して確認した。

イ 補助金は、毎年度、協議会へ交付している。

ウ 交付要件に該当するか否かの審査は、補助金交付申請理由書に、
団体という旨の記載があり、市要綱に基づいた実施事業であるか
を確認した上で、予算の範囲内で補助金を交付している。

エ 市要綱の団体とは、

団体の趣旨に賛同する者も含まれており、その全員がである
必要はない。

オ 審査請求人には、別に開示請求があったため、補助金交付申請書等の書類を
開示している。

カ 福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）によると、補助金交付申
請書、事業計画書、収支予算書のほか市長が必要と認めるものを提出すること
となっているところ、市要綱で求められている書類のほかに提出を必要とする
書類は存在しない。

キ 協議会以外の団体からの当補助金の申請実績はなく、交付実績もない。

5 審査会の判断

本件開示請求に係る対象公文書の存否について実施機関が提出した弁明書及び
審査会における口頭での質疑応答結果のほか、福山市補助金交付規則及び市要綱
を踏まえて検討したところ、補助金の交付決定等をするに際し、協議
会がで結集されていることを証明する書類を作成し、又は取得して

いないという実施機関の主張には、特段不合理な点はないものと考えられる。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2025年（令和7年）1月17日	諮問書の受理
2025年（令和7年）2月27日	第1回審査会（実施機関の意見陳述、質疑、答申の検討等）

7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

3 情報提供の状況

(1) 市政情報室の利用

市政に関する情報を広く提供するため、1993年（平成5年）4月から市政情報室を開設しています。各種刊行物、統計資料等の市政に関する資料を自由に閲覧できます。

(2) 市政情報室の資料

区 分	主 な 資 料 名
① 福山市が発行した刊行物	市政概要、広報ふくやま、各会計予算書、各会計歳入歳出決算書、主要な施策の成果等説明書、保健所事業概要、議会会議録、上下水道局事業年報、消防年報、福山市史、福山市議会史、上下水道局事業年報、消防年報、統計ふくやま ほか
② 国が発行した刊行物	国勢調査報告書、日本統計年鑑、日本の統計、工業統計表、商業統計表 ほか
③ 広島県が発行した刊行物	広島県統計年鑑、広島県の工業、商業統計調査報告、農林業センサス結果報告書 ほか
④ その他	判例地方自治、ガバナンス、市政、季報、新聞 ほか

(3) 附属機関等の会議の公開

附属機関等の審議状況を市民に明らかにし、運営の透明性の向上を図るとともに、市政への市民参加を促進し、もって開かれた市政の実現に資するため、2010年（平成22年）4月から「附属機関等の会議の公開に関する指針」を定め、福山市ホームページに会議日程の周知及び会議結果の概要の公開をしています。

4 啓発活動の状況

情報公開制度の適正な運用を確保するとともに、この制度の趣旨・利用方法を市民に広く周知するため、次の取組を行いました。

(1) 制度の啓発

① 福山市ホームページへの掲載

2024年（令和6年）10月に2023年度（令和5年度）の運営状況を公表しました。

② 広報「ふくやま」への掲載

2024年（令和6年）6月号で2023年度（令和5年度）の運営状況を公表しました。

5 その他

(1) 情報公開条例の改正経過

1992年 2月	福山市情報公開懇話会設置
1992年12月 4日	12月議会にて福山市情報公開条例制定案提出
1992年12月21日	12月議会にて福山市情報公開条例制定案可決
1993年 1月 1日	福山市情報公開条例(旧条例)公布
1993年 7月 1日	旧条例施行
2001年 7月	情報公開制度に係る検討会設置
2002年 3月26日	3月議会にて福山市情報公開条例全部改正案可決
2002年 3月26日	福山市情報公開条例(現行条例)公布
2002年 7月 1日	現行条例施行
2003年 2月 3日	現行条例(一部改正条例)施行
2004年 4月 1日	現行条例(一部改正条例)施行
2005年 2月 1日	現行条例(一部改正条例)施行
2006年 3月 1日	現行条例(一部改正条例)施行
2006年 4月 1日	現行条例(一部改正条例)施行
2007年10月 1日	現行条例(一部改正条例)施行
2012年 4月 1日	現行条例(一部改正条例)施行
2014年 4月 1日	現行条例(一部改正条例)施行
2016年 4月 1日	現行条例(一部改正条例)施行
2017年 3月28日	現行条例(一部改正条例)施行
2021年 4月 1日	現行条例(一部改正条例)施行
2023年 4月 1日	現行条例(一部改正条例)施行

Ⅲ 福山市情報公開・個人情報保護 審議会の運営状況

1 運営状況

(1) 福山市情報公開・個人情報保護審議会

2022年度（令和4年度）以前は、福山市個人情報保護審議会と福山市情報公開運営審議会の2つの審議会を設置していましたが、2023年度（令和5年度）からは2つの審議会を一本化した審議会形態とし、福山市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和4年条例第31号）に基づく、福山市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を新たに設置しました。

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、制度の改善を図ることを目的として設置されたもので、実施機関の諮問に応じて審議、答申を行うとともに、制度全般にわたって建議することができることとしています。

(2) 情報公開制度に関する苦情の申出の状況

2024年度（令和6年度）の情報公開条例第20条に基づく苦情の申出はありませんでした。

(3) 福山市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

開催年月日	内容
2024年(令和6年) 11月15日	第1回審議会 ・ 特定個人情報保護評価書の点検について ・ 個人情報保護制度・情報公開制度の運営状況報告について ・ 情報公開条例の解釈の明確化について

(4) 福山市情報公開・個人情報保護審議会委員

2025年（令和7年）3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長 調整員	ぬま た だい すけ 沼 田 大 助	弁護士
副会長	ひの うえ ふ ゆき 檜 上 芙 雪	弁護士
	あずま ち よ こ 東 千 代 子	福山商工会議所女性会 副会長
	お の ひろ ゆき 小 野 裕 之	福山市社会福祉協議会 事務局長
	かい の ひろ ゆき 海 野 裕 之	連合広島東部地協福山地区連絡会 副議長
	た ぐち ゆう じ 田 口 裕 司	福山市議会議員
	ひら まえ きょう こ 平 前 恭 子	福山市女性連絡協議会 書記
	むろ た さと こ 梶 田 智 子	福山市立大学 准教授
	やま の うえ たかし 山 之 上 卓	福山大学 教授

任期：2024年（令和6年）3月1日～2026年（令和8年）2月28日

IV 資 料

福山市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月19日

条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(条例要配慮個人情報)

第3条 法第60条第5項の条例で定める記述等は、性的指向及び性自認を内容とする記述等とする。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項に規定する手数料は無料とし、保有個人情報の写しの交付に要する費用は開示請求者の負担とする。

(開示決定等の期限)

第5条 実施機関等（実施機関及び市が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正請求の手続の特例)

第7条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、法及びこの条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）を行うことができる。

3 前2項の規定による訂正請求をする場合においては、法第90条第3項の規定は適用せず、法第91条第1項第2号中「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当

該保有個人情報と特定するに足りる事項」とあるのは、「訂正請求に係る保有個人情報と特定するに足りる事項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(訂正決定等の期限)

第8条 実施機関等は、訂正請求があった日の翌日から起算して15日以内に訂正決定等を行わなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第9条 実施機関等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止請求の手続の特例)

第10条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、法及びこの条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 前2項の規定による利用停止請求をする場合においては、法第98条第3項の規定は適用せず、法第99条第1項第2号中「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報と特定するに足りる事項」とあるのは、「利用停止請求に係る保有個人情報と特定するに足りる事項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(利用停止決定等の期限)

第11条 実施機関等は、利用停止請求があった日の翌日から起算して15日以内に利用停止決定等を行わなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第12条 実施機関等は、法第101条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(審議会への諮問)

第13条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、福山市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和4年条例第31号）第1条に規定する福山市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(審査会の設置)

第14条 法第105条第3項において準用する同条第1項及び福山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号。以下「議会条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査するため、福山市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（一部改正〔令和5年条例2号〕）

（委員）

第15条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、個人情報保護制度に関し優れた識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長及び副会長）

第16条 審査会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第17条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、公開とすることができる。

（審査会の調査権限）

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関等及び議会をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会条例第20条第5号ア、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項又は議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関等は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（一部改正〔令和5年条例2号〕）

（委員による調査手続）

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規

定により提示された保有個人情報閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第20条 審査会は、第18条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったとき（諮問実施機関等が議会である場合において、相当する書面又は資料の提出があったときを含む。）は、これらの資料又は主張書面等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問実施機関等をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔令和5年条例2号〕)

(運営状況の報告及び公表)

第21条 市長は、規則で定めるところにより、法及びこの条例並びに議会条例による個人情報保護制度の運営状況を取りまとめ、毎年度1回以上、福山市情報公開・個人情報保護審議会に報告し、及び公表しなければならない。

(一部改正〔令和5年条例2号〕)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(福山市個人情報保護条例の廃止)

第2条 福山市個人情報保護条例（平成15年条例第38号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第12条、第12条の2第5項又は第13条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第4項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3項に規定する指定管理業務に従事する職員である者又はこの条例の施行前において同業務に従事する職員であった者

(3) この条例の施行前において旧条例第13条第1項に規定する受託業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第17条又は第27条から第29条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用の中止については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第53条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有

個人情報を含む情報の集合物であって特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 4 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第5条 旧条例第36条第1項の規定により設置された福山市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）は、第14条の規定により設置された審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この条例の施行の際現に旧審査会の委員に委嘱されている者は、施行日にそれぞれ第15条第2項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧条例第36条第4項の規定による旧審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和5年3月2日条例第2号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

福山市情報公開条例

平成14年3月26日
条例第2号

福山市情報公開条例（平成5年条例第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条—第9条）
- 第3章 公文書の開示の手続（第10条—第16条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第17条—第19条）
- 第5章 救済措置（第20条・第21条）
- 第6章 附属機関（第22条—第25条）
- 第7章 雑則（第26条—第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、基本的人権の確立を基底に、市民の知る権利を具体化するため公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うするよう努め、市民と市政の信頼関係を増進し、もって地方自治の本旨に即した市民自治の推進及び市民生活の利便性の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

3 この条例において「指定管理業務」とは、指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務をいう。

4 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上又は市の指定管理者（市が指定した指定管理者をいう。以下同じ。）の職員が市の指定管理業務（市の指定管理者が行う市の公の施設の管理に関する業務をいう。以下同じ。）に係る職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気ディスク、磁気テープその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員又は当該市の指定管理業務を行う職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関又は当該市の指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、市民の利用に供することを目的として作成又は収集をし、管理をしているもの

5 この条例において「公文書の開示」とは、この条例の規定に基づき、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

（一部改正〔平成17年条例37号・23年32号・25年46号・令和3年6号〕）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、公文書の開示を請求する市民の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用しなければならない。

2 個人に関する情報については、個人の尊厳を守るため、当該情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

3 実施機関は、公文書の適正な管理に努めるとともに、公文書の開示の手続その他この条例に基づく事務の執行に当たっては、迅速、的確かつ公正に行うよう努めなければならない。

(市の指定管理者の責務)

第3条の2 前条の規定は、市の指定管理者について準用する。

(追加〔平成17年条例37号〕)

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより、公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、それによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

(全部改正〔平成29年条例4号〕)

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関若しくは市の指定管理者が法律上若しくは広島県の条例上従う義務を有する国若しくは広島県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関又は市の指定管理者が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び指定管理者の役員及び職員をいう。）の職務（指定管理者にあつては、指定管理業務に係る職務に限る。）の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報

(3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理業務に関する情報を除く。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産若しくは社会的な地位の保護、

犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ又は社会的差別を助長するおそれがある情報

(5) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定管理者及びこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理業務に関する情報に限る。）であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理業務に関する情報に限る。）であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税等の計画若しくは実施又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、争訟の方針又は実施に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ

(7) 市、国等（指定管理者を除く。）及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関又は市の指定管理者の要請（市の指定管理者にあっては、市の指定管理業務に係るものに限る。）を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報（指定管理者が提供する場合にあっては、指定管理業務に関する情報を除く。）であつて、第三者において通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

2 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

（一部改正〔平成16年条例1号・17年37号・19年36号・令和3年6号〕）

（公文書の部分開示）

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、当該不開示情報の部分を除いて、公文書を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による公文書の裁量的開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第6条第1項第1号に該当す

る情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

第9条 削除

(削除〔平成29年条例4号〕)

第3章 公文書の開示の手続

(開示請求の方法)

第10条 開示請求は、実施機関(市の指定管理者が保有する公文書の開示請求は、当該市の指定管理者を指定した実施機関)に対して、規則で定める事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出してしなければならない。

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 実施機関は、前項に定める期間を経過しても開示請求者が補正に応じないときは、当該開示請求を拒むことができる。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る公文書の開示の諾否の決定(第6条第2項の規定により開示請求を拒むとき及び開示請求に係る公文書が不存在であるときを含む。以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求書の提出後直ちに開示請求に係る公文書を開示するときは、この限りでない。

3 実施機関は、開示決定等の内容が、開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示を拒むものである場合において、当該開示を拒む理由がなくなる期日又は条件をあらかじめ明示することができるときは、その期日又は条件を明らかにしなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 実施機関は、やむを得ない理由により前条第1項に定める期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求書の提出があった日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

2 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に定める期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

3 前条第1項ただし書の規定は、第1項前段及び前項前段の場合に準用する。

(第三者等保護に関する手続)

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書に市以外のものに関する情報又は第三者が提供した第6条第1項第7号の情報が含まれる場合において、開示決定等をするに当たり必要があると認めるときは、当該市以外のもの又は当該第三者(以下「第三者等」という。)に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者等が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、直ちに当該第三者等に対し、当該決定の内容及び理由並びに開示を実施する日（以下「開示日」という。）を書面により通知しなければならない。

（事案の移送手続）

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、開示決定等を行うものとする。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとする。

（指定管理業務に係る開示請求に関する指示）

第14条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書を市の指定管理者が保有するときは、当該公文書を保有する市の指定管理者に対し、当該公文書の提出その他の公文書の開示に必要な手続を指示するものとする。

- 2 市の指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、当該指示に従わなければならない。

（追加〔平成17年条例37号〕）

（公文書の開示の方法）

第15条 公文書の開示は、実施機関が第11条第2項の書面により指定する日時及び場所において行う。ただし、同項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

- 2 閲覧又は視聴の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書の写しによってこれを行うことができる。

- 3 実施機関は、第13条第2項に規定する反対の意思を表示した意見書（以下「反対の意見書」という。）が提出された場合において、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、開示日までに当該決定の日の翌日から起算して少なくとも2週間を置かなければならない。

（費用負担）

第16条 公文書の閲覧又は視聴に係る手数料は無料とし、公文書の写しに要する費用は開示請求者の負担とする。

第4章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進に関する市の責務）

第17条 市は、その保有する情報（市の指定管理者が保有する市の指定管理業務に関する情報を含む。）を積極的に市民の利用に供するため、この条例の規定による公文書の開示を行うほか、情報提供施策及び情報公表施策の整備拡充を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

- 2 市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

（情報提供施策の整備拡充）

第18条 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、広聴機能等情報収集機能を強化し、市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の整備拡充に努めるものとする。

(情報公表制度の整備拡充)

第19条 実施機関は、法令等により義務付けられた情報の公表制度のほか、市民に必要な市政に関する情報の公表制度の整備拡充に努めるものとする。

第5章 救済措置

(苦情の申出)

第20条 この条例の運用に関して実施機関又は市の指定管理者が行う措置（開示決定等を除く。）について不服があるものは、当該実施機関又は当該市の指定管理者若しくは当該市の指定管理者を指定した実施機関に対し苦情の申出をすることができる。

2 前項の苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）が市の指定管理者にあったときは、当該市の指定管理者は、その旨を当該市の指定管理者を指定した実施機関に報告し、その処理について当該実施機関の指示に従わなければならない。

3 実施機関は、苦情の申出又は前項の規定による苦情の申出に関する報告があったときは、速やかにその内容を調査しなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による調査の結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な是正措置を講じなければならない。

5 実施機関は、苦情の申出があった場合は、前項の規定により是正措置を講ずるときを除き、福山市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例37号・令和4年31号〕)

(審査請求)

第21条 開示決定等又はその不作為に関して不服があるものは、審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

3 審査請求は、実施機関が必要と認めるときは、口頭で行うことができる。

4 実施機関は、審査請求があったときは、当該審査請求が次に掲げる場合であるときを除き、遅滞なく福山市情報公開審査会に諮問し、裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対の意見書が提出されている場合を除く。）

5 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章及び次章において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対の意見書を提出した第三者等（当該第三者等が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

6 実施機関は、第15条第3項に規定する期間内に反対の意見書を提出した第三者等から審査請求があったときは、開示日を変更し、その旨を開示請求者に通知するものとする。

7 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決について準用する。

(1) 開示決定等（開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する場合に限る。）に対する第三者等からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者等である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(一部改正〔平成16年条例1号・17年37号・28年7号〕)

第6章 附属機関

(福山市情報公開審査会)

第22条 前条第4項の規定による実施機関の諮問に応じて審査するため、福山市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

3 審査会の委員は、情報公開制度に関し優れた識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が委嘱する。

4 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会の委員は、再任されることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕)

(審査会の調査)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、審査請求のあった開示決定等に係る公文書を市の指定管理者が保有しているときは、諮問実施機関に対し、当該公文書を保有する市の指定管理者に前項の規定による分類をさせ、又は資料の作成をさせて、諮問実施機関を経由して提出するよう求めることができる。

5 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書を提出させ、又は審査請求人等及び審査請求のあった開示決定等に係る公文書を保有する市の指定管理者に資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

6 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、審査が終了するまでは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料を提出する機会を与えなければならない。

7 審査会は、第21条第4項の規定による諮問があったときは、その日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。

8 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、公開とすることができる。

(一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕)

(提出資料の閲覧等)

第24条 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、前条第3項又は第5項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧及び写しの交付を拒むことができない。

2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕)

第25条 削除

(削除〔令和4年条例31号〕)

第7章 雑則

(他の制度との調整)

第26条 公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手続が別に定められている場合(その期間が定められている場合にあっては、その期間内に限る。)は、その定めるところによるものとする。

(公共的団体等への要請)

第27条 市長は、市が出資している法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(市長の調整)

第28条 市長は、この条例による情報公開制度の運営に関し、市長以外の実施機関及び市の指定管理者に対し報告を求めるとともに、助言をすることができる。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(公文書の検索資料の作成等)

第29条 実施機関及び市の指定管理者は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(運営状況の公表)

第30条 市長は、規則で定めるところにより、この条例による情報公開制度の運営状況について公表しなければならない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福山市情報公開条例(以下「新条例」という。)は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 改正前の福山市情報公開条例(以下「旧条例」という。)の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書(旧条例第2条第2号に規定する公文書に限る。)

(3) 旧条例の施行前に作成し、又は取得した公文書で開示を行うための整理が完了したもの(旧条例第2条第2号に規定する公文書に限る。)

3 この条例の施行前にされた旧条例第9条の規定による公文書の閲覧等の請求(旧条例第8条の規定による公文書の閲覧等の申出を含む。)に係る諾否の決定、苦情の申出、不服申立てその他の手続については、なお従前の例による。

4 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりしたものとみなす。

5 旧条例第18条第1項の規定により設置された福山市情報公開審査会(以下「旧審査会」という。)は、新条例第22条第1項の規定により設置された審査会となり、旧条例第19条第1項の規定により設置された福山市情報公開運営審議会(以下「旧審議会」という。)は、新条例第25条第1項の規定により設置された審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に旧審査会及び旧審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日それぞれ新条例第22条第3項又は新条例第25条第5項において準用する新条例第22条第3項の規定により審査会又は審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧条例第18条第4項(旧条例第19条第5項において準用する場合を含む。)の規定による審査会又は審

議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

- 7 この条例の施行前に旧審査会又は旧審議会の委員であった者については、この条例の施行の日に新条例第22条第1項の規定により設置された審査会又は新条例第25条第1項の規定により設置された審議会の委員を退いた者とみなして、新条例第22条第6項（新条例第25条第5項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

- 8 旧条例第6条第6号に規定する情報であって、この条例の施行前に開催された当該合議制機関等の会議に係るものが記録されている公文書の開示については、なお従前の例による。

- 9 実施機関は、前項に規定する情報が記録されている公文書について、可能な限り情報の公開を行うため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 10 旧条例の施行前に作成し、又は取得した公文書であって、旧条例に基づき、閲覧等を行うための整理が完了したもの以外のものについて開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

（一部改正〔平成29年条例4号〕）

（内海町及び新市町の編入に伴う経過措置）

- 11 内海町及び新市町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに内海町及び新市町の職員が作成し、又は取得した公文書については、旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この条例を適用する。

（追加〔平成14年条例56号〕）

- 12 編入日以後に内海町及び新市町の区域に存する出先機関に属する職員が作成し、又は取得した公文書の検索に必要な資料は、第29条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに作成するものとする。

（追加〔平成14年条例56号〕）

（沼隈町の編入に伴う経過措置）

- 13 沼隈町の編入の日の前日までに同町の職員が作成し、又は取得した公文書については、旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この条例を適用する。

（追加〔平成16年条例45号〕）

（神辺町の編入に伴う経過措置）

- 14 附則第11項の規定は、神辺町の編入について準用する。この場合において、同項中「内海町及び新市町」とあるのは、「神辺町」と読み替えるものとする。

（追加〔平成17年条例100号〕）

（地方独立行政法人の設立に伴う経過措置）

- 15 市が設立する地方独立行政法人の成立の日（以下「成立日」という。）前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為又は実施機関に対してされた請求その他の行為で、成立日以後に当該地方独立行政法人が執行することとなる事務に係るものは、成立日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

（追加〔令和3年条例6号〕）

- 16 この条例の規定により実施機関に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、成立日前にその手続がされていないものについては、成立日以後においては、これを、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

（追加〔令和3年条例6号〕）

附 則（平成14年12月20日条例第56号）

この条例は、平成15年2月3日から施行する。

附 則（平成16年3月12日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第45号）

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年9月27日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正後の第2条第4項に規定する市の指定管理者（以下「市の指定管理者」という。）の職員が作成し、又は取得した公文書については、改正後の福山市情報公開条例附則第2項第2号に規定する旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、改正後の福山市情報公開条例（以下「新条例」という。）を適用する。

- 3 この条例の施行後に市の指定管理者の職員が作成し、又は取得した公文書の検索に必要な資料は、新条例第29条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに作成するものとする。

附 則（平成17年12月20日条例第100号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年9月21日条例第36号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日条例第32号抄）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

- 第6条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長若しくは水道企業管理者がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道企業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

- 2 旧条例の規定により市長又は水道企業管理者に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

- 第7条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月26日条例第46号）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

- 第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長に対してされた請求その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により病院事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

- 2 旧条例の規定により市長に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により病院事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新

条例の規定を適用する。

附 則（平成28年3月16日条例第7号抄）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（福山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行前にされた第1条の規定による改正前の福山市情報公開条例第9条の規定による申出に係る公文書の開示については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月18日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月19日条例第31号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2024年度(令和6年度)
個人情報保護制度・情報公開制度
運 営 状 況 報 告 書

2025年(令和7年)9月発行
福山市総務局総務部情報管理課

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

TEL084-928-1138